

横須賀市連合町内会40周年

# 町内会・自治会 活動ガイド

NEIGHBORHOOD ASSOCIATION GUIDEBOOK



かながわの景勝50選 秋谷・立石海岸

# 横須賀市 MAP



- 都市界
- 行政センター所管区域界
- 行政センター
- 市役所

## 横須賀市民憲章

私たちの横須賀は、海と緑に恵まれた自然と世界に開かれた交流の歴史のもとで、魅力ある都市をめざし、常に新しいまちづくりに挑戦する気概を身につけてきました。

21世紀を迎え、私たちは中核市としての新たな出発を機に新しい時代の先駆けとしての意欲を持ち、市民、企業、行政が共に手を携え、郷土の歴史と文化を尊重し、さらに魅力あるまちづくりをすすめるためにこの憲章を定めます。

- 1.すべての国々や人々との交流を深め、国際社会に貢献します。**
- 2.海と緑の豊かな自然を守り、うるおいと活気のあるまちをつくります。**
- 3.子どもが健やかに育ち、だれもが生きがいを持てるまちをめざします。**
- 4.お互いに助け合い、すべての人々が安心して生活できる地域社会を築きます。**
- 5.災害に強い、安全で暮らしやすいまちを実現します。**

(平成13年12月18日議決)

## 横須賀市人権都市宣言

人権は、人が人であることに基づいて、当然に保障される権利です。すべての人は、生まれながらにして、等しく人権を有しています。しかしながら、現実には差別や虐待などの人権問題が存在しています。

横須賀市は、子どもから高齢者まで世代を問わず、また性別や国籍を問わず、この地に暮らし、働き、学び、遊ぶ市民一人ひとりをかけがえのない個人として尊重します。

さまざまな差別や偏見をなくし、人権が侵害されることのない都市をめざして、市民と協働しつつ、人権尊重の理念に基づく市政に取り組むことを宣言します。

平成19年（2007年）2月18日

# はじめに

近年、社会経済情勢の変化に伴い、都市化が進む一方で市民のライフスタイルや価値観の多様化、また全国的な問題になっている少子高齢化や核家族化の進行が本市においても顕著になっております。

このような情勢は日常生活における人と人とのつながりやふれあいの場を減らし、市民の地域コミュニティ意識の希薄化をもたらしております。その結果、従来の地域を基盤とした絆が弱くなりつつあります。

こうした中、東日本大震災の際には、町内会・自治会をはじめとする地域コミュニティ組織により、救援活動や避難所の運営協力など被災者への支援活動が行われました。改めて地域で助け合う、支え合うという絆の力を再認識するとともに、その絆を日頃から育み、深めていく町内会・自治会の役割はますます重要なものとなっております。

このたび、横須賀市連合町内会は発足から40年を迎えるにあたって、地域コミュニティの中心的存在である町内会・自治会の活動を更に推進・発展させるため、従来の町内会・自治会活動ガイドを改訂しました。このガイドには、より安全・安心で快適な地域づくりを図るため、町内会・自治会活動についての基本的な知識や支援制度等を紹介しております。

町内会長・自治会長をはじめとする役員の方々の参考資料として、また、新しく役員になられる方への引き継ぎ資料としてご活用いただければ幸いです。

平成25年（2013年）12月

横須賀市連合町内会

## 町内会・自治会活動ガイド 2013 目次

町内会・自治会組織図	4
横須賀市における町内会関係諸組織	5
「町内会」の存在意義と有用性	6
町内会の運営と役員	7
町内会の結成と統合・合併	8
町内会の規模別・形態別一覧	9
町内会への加入のすすめ	10
個人情報取り扱いについて	18
町内会と市の関わり	19
「広報よこすか」等の配布・掲示板・回覧	20
功労者の表彰・街路防犯灯・町内清掃・公園清掃	21
市民協働のまちづくりと支援・まちかど里親制度・まちづくり出前トーク	22
市民まちづくりサポーター保険制度	23
自主防災組織と防災訓練・防犯協会と防犯パトロール・クリーンよこすか運動	24
赤十字運動と赤十字奉仕団	25
社会福祉協議会とボランティアセンター・地域福祉活動計画と町内福祉	25
補助金、交付金等の申請	26
補助制度一覧	27
町内会収支決算書（例）	32
町内会規約（例）	34
町内会館使用規定（例）	35
町内会館と税金、町内会館と登記	36
町内会の法人化	36
法人化町内会の規約（例）	38
町内会活動に係る市の主な担当課一覧	41
関係団体一覧	42
避難所一覧	43
横須賀市地区連合町内会加入団体一覧表	48

# 町内会・自治会 組織図 [I]

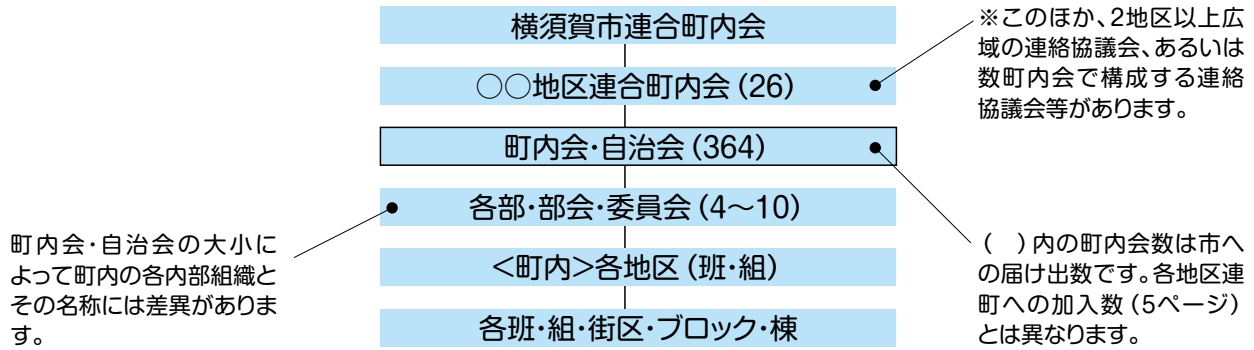
[各連合町内会 (26団体)]	[町内会数]	[世帯数]	[市の担当部署]
中央地区連合町内会	7	5,782	市民生活課
安浦地区連合町内会	3	2,088	
よこすか海辺ニュータウン連合自治会	6	1,613	
三春町1・2・6丁目連合町内会	3	1,466	
堀の内連合町内会	4	2,222	
上町連合町内会	10	3,688	
上町第2連合町内会	13	7,593	
汐入連合町内会	7	2,929	
坂本連合町内会	8	2,629	
追浜連合町内会	36	11,378	追浜行政センター
船越連合町内会	9	3,719	田浦行政センター
田浦町連合自治会	7	2,630	
長浦連合自治会	2	1,250	
逸見地区連合町内会	11	4,060	逸見行政センター
衣笠地区連合町内会	32	21,271	衣笠行政センター
大津地区連合町内会	32	14,272	大津行政センター
浦賀地区連合町内会	33	10,086	浦賀行政センター
鴨居地区連合町内会	18	8,310	
久里浜地区連合町内会	29	18,536	久里浜行政センター
野比地区連合町内会	15	4,339	北下浦行政センター
長沢地区連合町内会	11	3,334	
津久井地区連合町内会	12	2,630	
グリーンハイツ連合自治会	3	1,100	
武山連合町内会	18	6,814	西行政センター
大楠連合町内会	10	4,773	
長井連合町内会	15	3,140	
合計	354	151,652	

横須賀市連合町内会

(連合町内会への加入数)

※世帯数は広報紙配布数 (H25.4現在)

## 町内会・自治会 組織図 [Ⅱ] (一般)



## 横須賀市における町内会関係諸組織

[全市域の組織]	[各地区組織]	[町内会単位]	[会員・関係委員等]
横須賀市連合町内会	〇〇地区連合町内会(自治会)	〇〇町内会(自治会)	町内会長・自治会長
横須賀市自主防災組織連絡協議会		〇〇町内会(自治会)	町内会長・自治会長 自主防災指導員
クリーンよこすか市民の会	クリーンよこすか〇〇地区市民の会	〇〇町内会(自治会)	町内会長・自治会長 クリーンよこすか委員
横須賀市赤十字奉仕団	〇〇分団	〇〇町〇丁目班	町内会長(班長)・赤十字奉仕団員
横須賀市社会福祉協議会	〇〇地区社会福祉協議会	〇〇町内会(自治会)	町内会長・自治会長 民生委員・社会福祉推進委員 (〇〇地区社会福祉推進委員連絡会)
横須賀市民生委員児童委員協議会	〇〇地区民生委員児童委員協議会		民生委員児童委員
横須賀市安全安心まちづくり推進連絡協議会	(3警察署管内) 〇〇防犯協会、他	〇〇町内会(自治会)	町内会長・自治会長ほか
	〇〇観光協会	〇〇町内会(自治会)	理事又は会員(町内会長)
横須賀市スポーツ推進委員協議会	〇〇学区 体育振興会		スポーツ推進委員
横須賀市青少年育成推進員連絡協議会	〇〇中学校区		青少年育成推進員
	〇〇中学校区 青少年育成活動地域連絡会		青少年育成推進員 町内会関係者・学校関係者ほか

※このほか、2地区以上広域の連絡協議会あるいは数町内会地域の連絡協議会等があります。

## 「町内会」の存在意義と有用性

町内会は、一定の区域に住む人たちの自主的な意思による総意にもとづき、地域を快適で住みやすくするために結成された任意の団体であり、安全、安心なコミュニティづくりの中心的な担い手です。

各町内会は、概ね次のような活動をしていますが、それは、市行政にとって、極めて大きな存在であり、その活動の意義は深く、有用性は非常に大きなものがあります。

### 1 地域課題の解決の場

私たちの地域を見渡したとき、ごみの問題から、ひとり暮らしの高齢者対策、青少年の非行防止、道路や公園などの環境整備、地域防災、防犯、交通安全などいろいろな課題があります。このような課題は、個人や家庭だけではなかなか解決できません。

町内会ではこうした問題の要望や意見をとりあげて話し合い、利害を調整し、共通の課題として解決していきます。

その過程で町内会は、市や県、警察、あるいは国などと深い関わりを持つこととなります。横須賀市では町内会は市民協働の重要なパートナーと位置づけられ、対等で有機的な連携がとれるよう歩んでいます。

### 2 地域住民の市民生活の向上と地域福祉増進の場

《活動例》

- ①住居環境の整備維持と美化活動
- ②防災・防犯体制の整備と日常活動
- ③交通問題と交通事故防止対策
- ④青少年活動への支援と青少年育成
- ⑤赤十字活動、共同募金運動など
- ⑥高齢者・障害者への福祉活動
- ⑦地域内文化振興活動の推進
- ⑧健康・体育と厚生活動

- ⑨近隣町内会、連合町内会等との連携諸活動
- ⑩市民行政及び各種情報の伝達普及
- ⑪「町内会報」等の発行並びに連絡文・回覧紙等の作成・配布・掲示



納涼のつどい

### 3 地域住民の連帯と親睦の場

前述の諸課題への対策並びに地域生活向上・地域福祉増進のため人々がふれあい、話し合い、協力し合う場として、具体的には次のような行事等があります。

《行事例》

- ①道路や公園、海岸等の美化清掃
- ②防災訓練や防犯パトロール
- ③交差点等での交通安全誘導
- ④子ども会行事、学童見守り活動
- ⑤運動会、文化祭、盆踊り・音楽等のまつり
- ⑥文化厚生教室、文化作品展の開催
- ⑦餅つき、体力テスト会、音楽・合唱、演芸会等世代間交流会の開催
- ⑧講習会、見学会、視察研修、ウォーキング、ハイキング等の開催
- ⑨高齢者対象のいきいきサロン、敬老会開催
- ⑩慶弔事、介護等への協力
- ⑪その他





## 町内会の運営と役員

### 【運営方法】

町内会はそこに住む住民が主体的活動をする組織であり、その活動は会員総意であるべきです。運営方法は、通常総会や役員会などでより多くの会員の意見をとりいれ、民主的に決めていく必要があります。

### 【規約の制定、改正】

町内会を円滑に運営していくためには、「規約」を中核として、一定の基準等を設けてものごとを処理していくことが必要です。通常モデルにそれぞれの事情に即した部分を加えて制定します。

また町内会を運営していく中で、規約の不都合や、運営に支障がある場合、又は社会情勢の変化によって、規約を改正し又は細則を設けて運営をしやすくしていきます。

### 【意見の集約】

地域で生活していくうえで起きた問題は、みんなの問題として考えていく必要があります。一部の問題でも役員に声が届くようなシステムが求められます。課題については、多くの会員の意見や考え方を聞いて対策を決めていくのが町内会の基本です。重要事項を扱う総会の表決のあり方は意見の集約を保障する鍵になります。また、その議案やそれに関連する諸事項を決める代議員会や役員会などでの審議も重要です。

### 【役員の選出方法と任期】

日々の問題解決の実際は役員会での決定が重要になります。役員の選出方法については、会長の場合、①選考委員会・推薦会等により候補者を選び総会で選任、②副会長の中から選出、③選挙等、いろいろありますが、会員

の意見が公正に反映できるような民主的な選出方法を規約（又は選出規定）で決めておくことが重要です。

#### —公正で意欲ある適任者を—

会長、副会長や各部長・部長など幹部役員の選出を、輪番制や、ましてやくじ方式で決めるなどは不適切と言えます。

会長等を選ぶに当たっては、地域組織の運営に意欲があり、公正な適任者を選んでこそ住民生活の向上に繋がるものです。

副会長や各部長、その他の役員については、多くの場合、会長が各適任者を選任しているようです。

#### —任期は2年以上、再任妨げず—

会長を含めこれら「役員」の任期は、いずれも1年だと経験の蓄積による発展はしにくいと考えられます。1期2年(又は3年)で、「再任を妨げず」とするのがいいようです。任期満了の場合も一斉交代でなく、一部交代となるやり方だと継続性が保たれ、発展に繋がり、引き継ぎもうまくいきます。

組織末端の各街区委員・各班長(組長)・各棟委員などについては、原則的に1年間の輪番制が妥当でしょう。

### 【事業・収支報告、事業計画・予算】

前年度の事業報告や収支決算(会計)報告については、会長ほか関係役員及び会計で事業報告書、収支決算書として作成します。これに事業計画案、収支予算案を合わせ「総会議案書」として会員全員に知らせる必要があります。新年度の総会では前年度について報告して承認を受け新年度の事業計画や収支予算を決定します。会計処理は、複数の役員を通さないとできない仕組みにしておくべきで、監査も2名おくべきでしょう。

## 町内会の結成と統合・合併

交通安全、防犯、防災、環境、道路や公園の整備をはじめ、青少年や高齢者を地域で見守ることなどは個人や家庭では解決できないものです。町内で調整したり、関係行政機関に要望を出したりするには、町内会が大きな力になります。

町内会結成にあたっては、会員が良識にしたがい一定のルール（規約等）を定め、常に会員の理解と協力により民主的に運営されることが前提です。

このための規約等は、住民間で慎重に審議を重ねたうえで作成し、規約を決定したならば、取り決め事項に基づいて運営することが大切です。

### 【設立までの一般的な流れ】

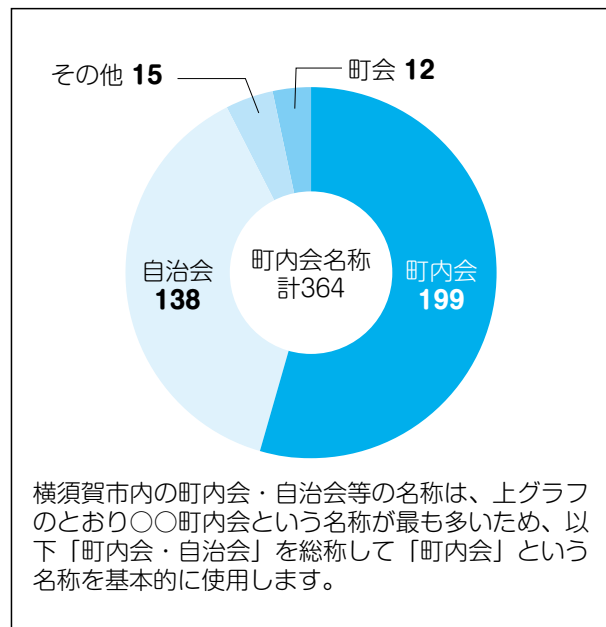
- 1 町内会の設立の必要性について検討する。  
(既存町内会との統合・合併はできないか、近隣との調整はできているかなど)
  - 2 設立発起人会を結成する。
  - 3 設立に関し地域住民の意見を集約する。
  - 4 設立趣意書等を配布、申し込みを受ける。
  - 5 規約案をつくる。
  - 6 事業計画案、予算案などをつくる。
  - 7 役員の選出方法などを検討する。
  - 8 設立総会を開催し、設立および議案を審議、決定する。 → 設立
  - 9 市に結成届を提出し、連合町内会に加入する。
- ※ 町内会は、法人格を持たない任意団体です。(法人化をする場合の手続きは別記)

### 【統合・合併について】

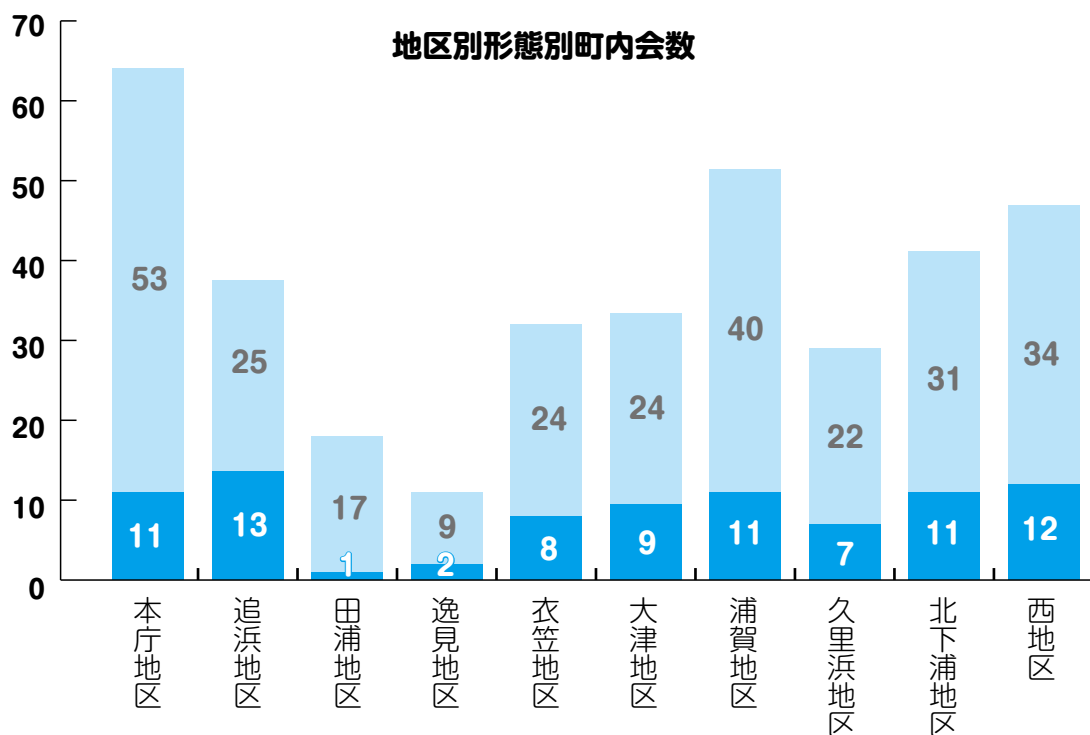
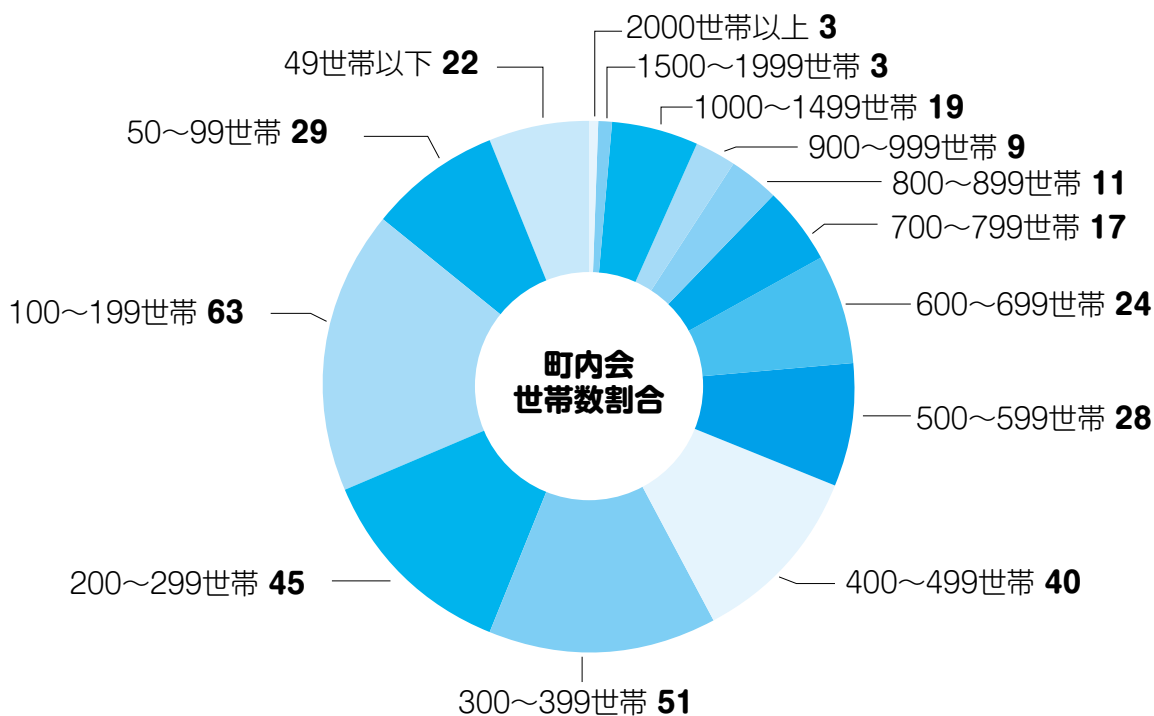
町内会未結成の街・地域・マンションにあつて、世帯数の多いところは、新たに町内会又は自治会を結成するのが妥当ですが、比較的世帯数の少ない地域・マンションにあつては、隣接の既存町内会との話し合いによる統合・加入が望ましいと思われます。

また、既存町内会・自治会にあつても、規模（世帯数）の小さな場合、その形態・新旧の違いにかかわらず、隣接町内会との統合・合併を検討し、適正規模とすることを考慮すべきケースもあると思われます。

一般的には、財務面、人材面等を考慮すれば世帯数としては、一概には言えませんが、約300世帯から800世帯位までが効率的のようです。戸建地域とマンション（共同住宅）との合併も将来的、多角的にみて有効と思われます。



## 町内会の規模別・形態別一覧 (平成25年4月現在)



■ 共同住宅等のみの町内会 **85** ■ その他一般の町内会 **279** 合計 **364**

※「その他一般の町内会」の中には、共同住宅等を含む場合が少なくありません。

にぜひご加入ください！

(町内会・自治会名)

## 町内会・自治会への加入のすすめ

町内会・自治会は、安全で安心して暮らせる、住みやすい生活環境にするため地域住民が自主的に組織した団体です。また、行政とともにまちづくりを担い、あるいは、行政に協力して活動・業務を行い、所定の情報伝達も行うことにより、市から各種補助金等のほか、いろいろな支援を受けています。

**■活動内容** =幅広い地域活動を行っています=

広報紙・誌の配布、環境美化、資源回収、自主防災活動、消火器の設置・管理、交通安全活動、学童見守り、防犯パトロール、防犯灯の設置・管理、文化・体育活動、福祉活動、敬老行事、赤十字運動、青少年健全育成、運動会、盆おどり、各種見学、会報発行など

**■連帯と親睦の場です** =お付き合いの場が広がり暮らしが豊かになります=

- 地域行事にお年寄り・青少年・子どもなど加え全員で参加しましょう
- 美化清掃ボランティアでまちをきれいにしましょう
- 地域の情報は各戸配布文書、回覧、掲示板等で共有しましょう

**■課題解決の場です** =地域内の諸問題に組織の力で対処します=

- 街ぐるみで目を光らせ防犯効果をあげましょう
- 災害のときは公的支援がくるまで助け合いましょう
- 防災態勢と訓練で災害に備えましょう
- 地域内問題への対策で住民の声を行政に届けましょう

**■住民としての負担・協力もしましょう**

- 町内会（自治会）費や負担金などをおさめます
  - ごみ集積場所や公園等の清掃当番があります  
(ただし、世帯のご事情によっては当番を免除し合います)
- 輪番制の会員や役員は積極的に参加しましょう



★加入については 町内会長（自治会長）かお近くの役員・組長・班長  
(ブロック委員・街区委員)にご連絡ください  
～単身者や一人暮らしの方も相談のうえ、ぜひご加入ください～

Join the



(町内会・自治会名)

## Neighborhood Association Membership Invitation

A neighborhood association is an organization created independently by local residents, with the aim of creating a comfortable living environment for all. Neighborhood associations also cooperate with administrative entities in urban development and information distribution initiatives and, in this capacity, receive various forms of financial support from the city administration.

### ■Activities

Neighborhood associations participate in a wide range of local activities, such as:

Distribution of public relations information/pamphlets; environmental beautification; resource recycling initiatives; independent disaster prevention initiatives; installation and management of fire extinguishers; traffic safety initiatives; crime prevention initiatives; installation and maintenance of crime prevention lighting; culture and physical education activities; welfare initiatives; senior citizens' events; youth nurturing services; sporting events; *bon-odori* dance events, and more.

### ■A Place of Friendship and Solidarity

Neighborhood associations seek to widen involvement and further improve the lifestyle of all residents by:

- Involving everyone in local events, regardless of age;
- Promoting beautification initiatives such as volunteer cleaning activities;
- Making local information accessible to all through circular notices, etc.

### ■A Place Where Problems are Solved

Neighborhood associations use the authority afforded an official association to tackle local issues. They seek to:

- Promote cooperation between localities to increase the effectiveness of neighborhood watch initiatives;
- In case of disaster, promote cooperation and mutual aid until the arrival of official aid;
- Promote disaster awareness through prevention measures and disaster preparedness drills;
- Make the voices of residents heard within the wider city administration, through locally-initiated countermeasures to local issues.

### ■Take Responsibility as a Resident and Cooperate to:

- Help manage neighborhood association fees and funds;
- Help keep your local area clean through cleaning duty at local garbage collection areas and parks.

★For further information about joining your local neighborhood association, contact the association president (*chonaikai-cho* or *jichikai-cho*), your local group leader (*kumi-cho* or *han-cho*) or block committee member (*burokku i-in* or *gaiku i-in*). If you are uncertain, please ask your neighbors for assistance.

★Young applicants and those living alone are also strongly encouraged to join!



에 꼭 가입해 주세요!

(町内会 · 自治会名)

## 초나이카이 · 지치카이에의 가입 권유

초나이카이(마을회) · 지치카이(자치회)는, 안전하여 안심하고 살 수 있는 살기 좋은 생활환경을 만들기 위해 지역 주민이 자주적으로 조직한 단체입니다. 또 행정과 함께 「마치 쓰크리(마을 만들기)」를 담당하고 행정과 협력해서 활동·업무를 하며 소정의 정보 전달도 함으로써 시로부터 각종 보조금 등과 그 외 여러 가지 지원을 받고 있습니다.

### ■활동 내용 = 폭 넓은 지역 활동을 하고 있습니다. =

홍보지·인쇄물 배포, 환경 미화, 자원 회수, 자주 방재 활동, 소화기의 설치·관리, 교통 안전 활동, 학동 지켜 주기, 방법 순찰, 방법등 설치·관리, 문화·체육 활동, 복지 활동, 경로 행사, 적십자 운동, 청소년 건전 육성, 운동회, 봉 오도리(윤무), 각종 견학, 회보 발행 등.

### ■연대와 친목의 장소입니다. = 교제 장소가 넓어져 생활이 풍족해 집니다. =

- 지역 행사에 노인·청소년·아이들도 함께 전원이 참가합니다.
- 미화 청소 자원봉사로 시가를 깨끗하게 합니다.
- 지역의 정보는 각호 배포 문서, 회람, 게시판 등에서 공유합니다.

### ■과제 해결의 장소입니다. = 지역내의 여러 문제를 조직의 힘으로 대응합니다.

- 마을 전체가 세심한 주의로 방법 효과를 올립니다.
- 재해시에는 공적 지원이 올 때까지 서로 돕습니다.
- 방재 태세와 훈련으로 재해에 대비합니다.
- 지역 내 문제의 대책으로 주민의 소리를 행정에 전합니다.

### ■주민으로서의 부담·협력도 합니다.

- 초나이카이 ( 자치회 ) 회비나 부담금 등을 냅니다.
- 쓰레기 집적장소나 공원 등의 청소 당번이 있습니다.  
( 단, 세대의 사정에 따라서 당번을 면제하는 경우도 있습니다 )  
윤번제(차례로)의 회원이나 임원은 적극적으로 참가합니다.

★가입에 대해서는 초나이카이회장 ( 자치회장 ) 이나 가까운 임원·구장·반장 ( 구획 위원·가구(街区)위원 ) 에게 연락해 주십시오.  
~단신이나 혼자 사시는 분도 상담한 연후에 꼭 참가해 주세요~

邀请您加入!

(町内会・自治会名)

## 请积极参加町内会 (Chonakai) 自治会 (Jichikai) 活动

### 居委会名称

地区的町内会、自治会(即居住地的居民委员会)是为了让所居住的人有安全和好的生活环境安心地生活在此地,而自发组成的团体。另外,它同时和市行政机关一起担负着创建街道、并协助行政部门进行一系列活动和传达市役所发布的各种信息情报,从而获得市役所给予的各种补贴金和受到其他一些方面的援助。

### ■活动内容=广泛的区域性活动=

颁发广告纸和杂志,美化环境,回收资源,自主防灾活动,灭火器的设置和管理,交通安全活动,保护儿童,防犯巡逻,防犯灯的设置和管理,文化体育活动,福利活动,敬老事宜,红十字运动,青少年教育,运动会,盂兰盆会舞(纳凉舞蹈大会),各种体验学习,发行会刊等

### ■交友广天下=广交朋友 丰富生活=

老人、青少年、儿童大家一起来参加地区的各种活动

志愿者们的自发清扫、让街区干净整洁

通过给各户发布的通告、传阅板报、布告牌等、大家可共同享有地区的信息情报

### ■解决问题的场所=地区内的问题依靠团体的力量来解决处理

居住地区的居民一起擦亮眼睛、防止盗窃等

如果发生灾害的话,在救援队来之前大家先互相帮助

做好防灾准备和训练、预防灾害发生

居住地区发生问题时,采取的措施、以居民之声向有关行政机关提出

### ■作为市民必要的责任和协助

需要交纳一定的町内会(自治会)费

轮流清扫堆放垃圾的场所和公园等地方

(如果家中有什么特殊情况、可免除)

请积极参加轮流制的会员、委员事务

☆对于加入居委会的方式:请与町内会(Chonakai)自治会(Jichikai)和邻近的居委会役員(Yakuin)组长(Kumicho)班长(Hancho)(街区居委会的人员)联系  
~单身族或一个人生活的居民在咨询后,也请积极参加~

¡Participemos en



(町内会・自治会名)

## Invitación a participar en la Asociación de Vecinos (Chonaikai)/ Junta Autónoma de Vecinos (Jichikai)

Asociación de Vecinos (Chonaikai) o Junta Autónoma de Vecinos (Jichikai) es una entidad organizada voluntariamente por los vecinos con el fin de crear un medio ambiente agradable y seguro para vivir. Ellos asumen responsabilidades junto con el gobierno para crear comunidades, realizan actividades colaborando con el gobierno y realizan la trasmisión de informaciones determinadas por lo que reciben diversos apoyos tales como varios tipos de subvenciones municipales.

■ **Contenido de las actividades** = Realizan una gran variedad de actividades en la comunidad de los vecinos tales como: =

La distribución de informes públicos, el embellecimiento del medio ambiente, la recuperación de recursos, actividades voluntarias de prevención, la instalación y control de extintor, actividades para la seguridad de tráfico, protección de los escolares, patrulla para prevención de crímenes, instalación y control de la iluminación para la prevención de crímenes, actividades de culturas y formación física, actividades de asistencia social, eventos para los mayores, campañas de Cruz Roja, formación de actividades sanas de los jóvenes, reuniones deportivas, bailes folklóricos en las noches de verano, todo tipo de visitas educativas, y edición de boletín

■ **Lugares donde se promueven la solidaridad y la amistad** = Se cultiva la amistad por lo que se enriquece la vida. =

- Participemos todos juntos, desde los mayores, jóvenes hasta los niños en los eventos de la comunidad de vecinos
- Limpiemos nuestro barrio mediante las actividades voluntarias de embellecimiento.
- Compartamos las informaciones de la comunidad mediante los documentos distribuidos a domicilio, los avisos circulares o tableros de anuncios.

■ **Lugar donde se solucionan problemas** = Hacen frente a los problemas de la comunidad reuniendo todas las fuerzas en la organización. =

- Elevemos la eficacia para la prevención de crímenes mediante la vigilancia de todo el pueblo.
- Ayudémosnos hasta que logremos el apoyo público cuando ocurran desastres.
- Preparemosnos para los desastres mediante prevención y simulacros.
- Pasemos las opiniones de los vecinos al gobierno como toma de medidas para solucionar los problemas de la comunidad.

■ **Carguemos con los gastos y colaboremos como habitantes.**

- Paguemos con las cuotas o gastos de la Asociación de Vecinos (Chonaikai) o Junta Autónoma de Vecinos (Jichikai).
- Cumplamos el turno de limpieza en lugares de recogida de basura o en parques.  
(No obstante se puede eximir mutuamente del turno dependiendo de circunstancias familiares.)

Se ruega a los miembros o directivos tocados por rotación que participen activamente en tales actividades.

★ Para hacerse socio se ruega comunicar con jefe de la Asociación de Vecinos (Chonai Kaicho) o de la Junta Autónoma de Vecinos (Jichi Kaicho), o directivo (yakuin), jefe de grupo (kumicho) o de cuadrilla (jancho) del comité de cuadra en su cercanía.

~Se ruega también a los que viven solos que participen en tales actividades de vecinos después de previa conversación.~



**Vamos ser membros da Associação sem falta !**



(町内会・自治会名)

## Convite para participar do Associação comunitária de bairros(Chonaikai/Jichikai)

Associação comunitária de bairros(Chonaikai/Jichikai) é um grupo organizado voluntariamente pelos residentes de uma região que trabalha para fazer dessa região, um local agradável e seguro para se viver. Exerce trabalhos administrativos, colabora com outros órgãos da administração e está encarregado em transmitir determinadas informações, serviços pelos quais recebe alguns tipos de subsídios e vários apoios do município.

■ **Atividades** = Estamos realizando várias atividades na região. =

Distribuição de informativos / Melhora da estética ambiental / Coleta de material reciclável / Atividades voluntárias contra desastres naturais / Instalação e manutenção de extintores de incêndio / Contribuição para a segurança do trânsito / Atenção e cuidado para com as crianças / Patrulha para prevenção de crimes / Instalação e manutenção da iluminação para evitar crimes / Atividades culturais e esportivas / Atividades previdenciais / Eventos em homenagem e respeito aos idosos / Movimento pela Cruz Vermelha / Contribuir para a criação de jovens saudáveis / Gincanas esportivas / Dança “Bon” (finados) / Excursões / Publicação de boletins / etc.

■ **Um local para se solidarizar e fazer amizades** = Oferece muitas oportunidades para se fazer amizades e adquirir uma boa qualidade de vida. =

- Vamos participar dos eventos com todos os idosos, jovens e crianças do bairro.
- Vamos embelezar nosso bairro com a limpeza voluntária.
- Vamos obter informações sobre o bairro através dos comunicados e boletins afixados na prancha “Kairan” que circula de casa em casa, quadros de avisos, e outros.

■ **Um local para resolver problemas** = Enfrentamos os problemas do bairro e tentamos resolvê-los com a força de uma organização. =

- Vamos trabalhar juntos na vigilância contra o crime.
- Vamos nos ajudar mutuamente até chegar o apoio público quando ocorrer algum desastre.
- Vamos nos preparar contra os desastres com medidas preventivas e treinamentos.
- Vamos levar aos órgãos administrativos as palavras dos moradores, propondo medidas para resolver os problemas do bairro.

■ **Vamos cumprir com nossa obrigação e colaborar como residente da comunidade.**

- Pagar taxas para despesas do Associação comunitária de bairros(Chonaikai/Jichikai) ou encargos.
- Fazer a limpeza do local de coleta do lixo e parques, feitas por turnos.  
(Depende contudo, das condições de cada família. Há casos de isenção destes turnos.)  
Vamos ser sócios ou encarregados ativos, seguindo o sistema de turnos rotativos.

★ **Para se associar** : contate com Presidente de Associação comunitária de bairros (Chonaikaicho/Jichikaicho) ou Encarregado(Yakuin), Chefe da truma(Kumicho), ou Chefe do grupo(Hancho) (comitê do bloco · comitê da zona) que mora perto da sua casa, por favor.  
~ Esperamos que as pessoas solteiras e as que moram sozinhas também se associem ~

※「市外」からの転入手続きの際に市役所の窓口で配付しております。

## 窓口配布用

新しく横須賀市にお住まいになる皆様へ

# 町内会・自治会に

# 入りましょう

### 町内会・自治会とは

町内会・自治会は、地域に住む人たちが、安全で安心して暮らせる、住みよいまちづくりを目指し、地域を縁として自主的に結成・運営している団体です。

### ◎ 地域課題の解決の場

日々の暮らしの中には、地域におけるごみの問題、一人暮らし高齢者との関わり、青少年の非行防止などいろいろな課題があります。これらは、個人や家庭だけでなく、地域として対応することが大切です。町内会・自治会は、このような問題に対して、地域で話し合い、利害を調整し、共通の課題として解決しています。

### ◎ 地域の連帯と親睦

最近では、近所付き合いが希薄になっている傾向も見受けられ、孤独死などの問題も生じています。町内会・自治会は、さまざまな活動を通じて、触れ合い、話し合い、協力し合い、お互いの顔が見える関係を築きながら、親睦や交流を深め、連帯感を培う場にもなっています。

町内会・自治会の加入の申し込みや町内会・自治会のことについては、直接、町内会・自治会又は市役所市民生活課コミュニティ係（TEL.822・9510）へお問い合わせください。



横須賀市・横須賀市連合町内会

# 町内会・自治会では こんな活動をしています

## 防災防犯活動

地域の安全・安心を守るため  
自主防災訓練や資材の備蓄や購入、  
防犯灯の設置管理や防犯パトロール  
等を行っています。



## 環境美化活動

地域のきれいな環境を守るため  
まちかどや公園、道路、海岸など  
の清掃、資源回収、ごみ集積場の  
維持管理等を行っています。



## 社会福祉活動

困ったときはお互いさまです。  
高齢者や子どもの見守り活動等、  
みんなで声をかけあい、暖かく  
支え合う活動を行っています。



## イベント活動

地域のにぎわいづくりのため  
お祭りや運動会等、心のふれあい  
を目指し、だれもが気軽に参加  
できる様々な活動を行っています。



市にとっても大切なパートナーです

町内会・自治会は、安全・安心な地域コミュニティづくり  
の中心的な担い手です。市広報紙の配布などのほか  
市や関係団体の様々なお知らせを掲示・回覧しています。  
また、近隣の町内会や連合町内会などと連携し、行政との  
情報交換や広域的な活動も行っています。



発行：横須賀市・横須賀市連合町内会

連絡先：横須賀市 市民部市民生活課 コミュニティ係 電話：046-822-9510

## 個人情報の取り扱いについて

平成17年4月1日から個人情報保護法が施行され、関心が高まりました。

この法律は主として5千人をこえる個人情報を保有する事業者を対象としているので、町内会はこれに該当しません。とはいえ、個人を尊重する観点からその基本的な取り扱いの考え方は認識しておくことが必要でしょう。

町内会では、会員名簿の作成とその扱い、緊急対策、福祉対策、敬老や成人の日など各種行事の対象者把握などが関係します。

大災害が起きたとき公的な救援はどうしても数日後になると覚悟しておくほうがよいといわれます。そこで「地域力」を発揮するのが日ごろの地域社会ですから、町内会が住民名簿を整備し、必要な情報を把握しておく意義はありますが、以下のことに注意します。

### 1 町内会として個人情報に関する基本的な態度を確認しておく。

適正な方法による個人情報の取得・安全管理、目的外の利用・第三者提供はしない・・・など、この法律の考え方に沿った基本指針を確認し、表明します。

### 2 「会員名簿」を作成するときの留意点

緊急対策又は防災・福祉対策等のための名簿情報収集の必要性を説明し、地域関係者に限り全戸配布することを知らせたうえで名簿情報をもらいます。

名簿にはその必要性とともに、町内会活動以外の利用の禁止および町内会の外への提供厳禁という趣旨を書き添えておきましょう。

町内会事務局限りの情報とする名簿情報をもたらう場合も、会長又は関係役員宅のポストに封筒入りで情報資料を入れてもらおうという方法があります。そしてどこで誰が管理するのか周知しておくことです。

### 3 各種行事の対象者を調査するとき

文書等で趣旨を説明し、申し出てもらうなどの方法が適当でしょう。このときも回覧に書き連ねていくのではなく、班長宅のポスト経由のなるべく封筒入り戸別文書で集める方法が妥当です。

## 【個人情報の保護について】

個人情報の保護は、プライバシーの保護を含む広い概念です。個人の権利利益を保護するために、個人の視点に立って情報の取り扱いに配慮するものです。

平成17年に全面施行された「個人情報の保護に関する法律」によれば、「個人情報」とは、「生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別できるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む）をいう」と定義されています。また、同法により個人情報は、その利用の目的をできる限り特定しなければならないとされています。

町内会・自治会の会員名簿は、全体が個人情報であることに留意する必要がありますが、地域活動に利用するという利用目的を特定したうえで目的の範囲内で利用することは差し支えありません。ただし、目的の範囲を超えた場合に個人の権利利益を保護する観点から問題になります。

一般に町内会・自治会は、「個人情報の保護に関する法律の適用をうける事業者」には該当しません。ただ、現在の高度情報化社会にあつては法の趣旨に適合した適正な利用及び安全な管理が求められます。

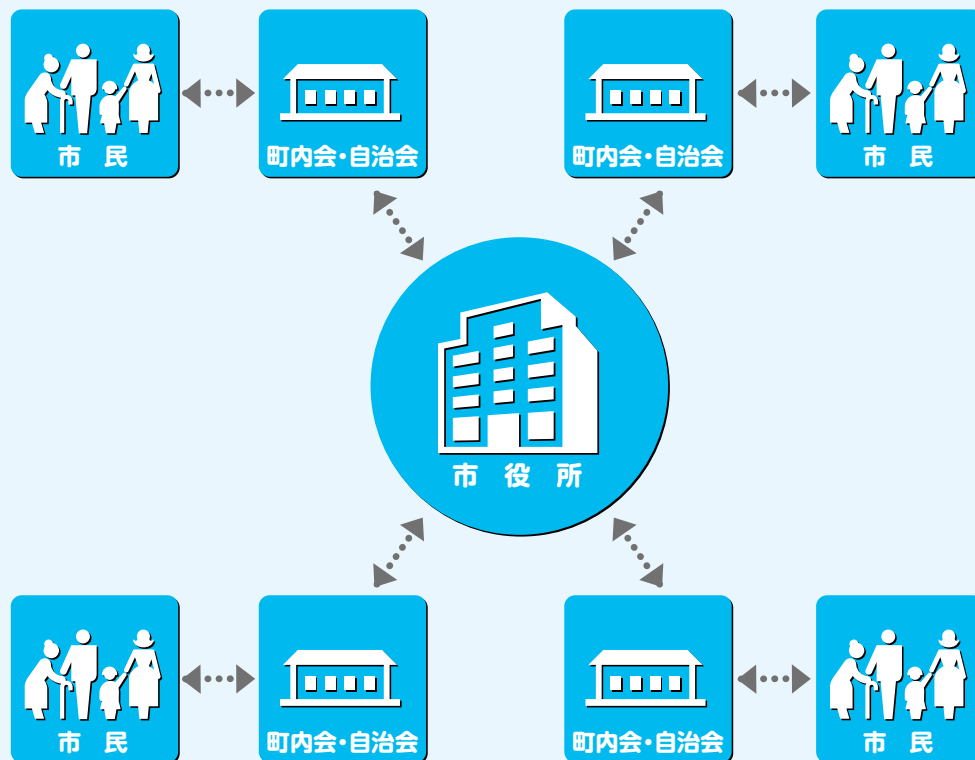
# 町内会と 市の関わり

横須賀市各部各課の行政及び関係団体の諸政策と、地域・市民との接点に位置するのが、町内会・自治会です。

市のさまざまな行政が施行され、関係諸団体の施策が進められるにあたって、欠くことのできないのが町内会・自治会です。

町内会・自治会としても、その業務を行い、諸活動を実施するとき、市や関係団体との関連において、必要な諸事項・諸手続きは多岐にわたっています。

これらについては、それぞれ市各課の支援・協力が定められており、あるいは市との連携が用意されています。



## 「広報よこすか」、 「県のたより」等の配布

毎月1日発行の「広報よこすか」と「県のたより」は、前月末日までに配達業者から各町内会館など指定されている場所に届けられます（例：4月1日発行号は3月末日までに届けられます）。これを町内会の手で各戸配布することで、配布手数料が支払われます。

また、「社協だより」等の配布依頼もあります。

### <配布手数料>

「広報よこすか」は1部につき11円、年2回「配布部数報告書」に基づき、市から支払われます。「県のたより」は年1回、県から連合町内会経由で支払われます。

### <市から要請されていること>

- ・各戸配布は遅くとも毎月10日までに配布が完了するよう手配してください。
- ・町内会に入会していない世帯にも配布してください。
- ・毎月の配布部数を、年2回（8月、2月ごろ）届けられる「配布部数報告書」で市広報課に報告してください（\*）
- ・配布部数の不足や部数の変更がある場合はすぐに広報課へ連絡してください。

（Tel822-9676）

（\*）「配布部数報告書」とは別に3月下旬に市民生活課コミュニティ係から届けられる「『広報よこすか』4月号配布完了通知書」（官製はがき）は、「広報よこすか」4月号の各戸配布が終了次第、提出期限までにご投函ください。コミュニティ活動推進交付金など世帯割算出の基礎資料になります。

## 市の広報掲示板

市の広報掲示板は、ステンレス製で前面にアクリル板を張った鍵付きのもので、市内約430カ所に設置されています。広報掲示板には、市のイベントや啓発事業などのポスターが掲

出されています。ポスターは毎月2回（10日・25日ごろ）、市が委託した業者が張り替えています。従って、町内会・自治会のお知らせなどの広報活動には利用できません。

（注意事項）前面のアクリル板にチラシなどを張らないでください。

## 町内会の掲示板

「掲示板」によるポスター・諸文書等の掲示は、町内会員及び住民に対する有効な情報伝達手段です。

よく目立つ簡潔な文と規律ある掲示管理をもって大いに活用しましょう。

（掲示板使用・管理規定により管理するのみの方法です。）

適地がある場合は、増設に努めてください。

## お知らせ文・広報紙等の回覧

市からののお知らせは、基本的には広報紙に掲載し、回覧で依頼することは少なくなっていますが、災害など急を要するものや、市道整備、上下水道埋設工事など、地域的に限られているものについては、「回覧板」として各世帯にお知らせする場合があります。

このほか、町内会からの会員あてのお知らせや、福祉関係、コミュニティセンター、警察、小・中学校、関係機関等から回覧の依頼が多くありますが、月々の回覧回数を増やすなどして出来るだけ協力しましょう。（ただし、1度にあまり多数種類の回覧は好ましくありません。）

なお、これ以外にも町内会あて回覧物の依頼が来ますが、きちんとした団体によるものか内容をよく確認すべきでしょう。

回覧する場合は、各世帯が回覧枠欄に日付を記入するなど、早く回してもらおう工夫を試みましょう。

## 町内活動功労者の表彰

2年以上町内会長として活躍された方が退職した場合、また、町内会役員（副会長・会計・〇〇部長等）として通算10年以上活躍した方は、毎年7月（上旬予定）開催の「全市町内会長のつどい」で表彰されます。

町内諸活動や住みよい環境づくりを率先しておこなってきた方を推薦してください。

また、町内会長として引き続き活躍されている方は、毎年2月「市制施行記念式典」において、勤続5年ごとに表彰されます。

## 街路防犯灯の維持管理

安全・安心に暮らせるまちづくりのためには、町を明るくする防犯灯が必要です。街路灯は大きく分けると国・県・市道に建っている道路照明灯と商店街などが管理している照明灯、そして町内会が管理している街路防犯灯に分けられます。

街路防犯灯は、従来の蛍光灯式街路防犯灯に加え、LED式街路防犯灯を補助対象としており、省エネルギーや地球温暖化対策を推進しています。

暗い場所がないか、電球切れしていないか各町内会で点検し、暗がりのないよう維持管理に努めましょう。

新しく設置したり灯具を取り替えたりしたときは、市に設置費等補助金の申請ができます。申請時期は、年2回（5月・10月案内）です。また、年1回（7月案内）管理費（電気料金等）補助金が受けられます。

なお、管理している街路防犯灯には、わかりやすいように町内会名や管理番号を表示しておきましょう。

## 町内一斉清掃・公園清掃

【町内一斉清掃】で出たごみは、市が収集します。電話で実施団体名、ごみの排出場所（2トン車が横付けできる場所）、ごみの種類（燃せるごみ、缶・びん・ペットボトル、その他のごみ）、ごみの量を月曜日から金曜日の8時30分から16時30分までに、資源循環久里浜事務所（Tel836-4828）に連絡してください。

また、【公園清掃】を実施している町内会には、その美化活動に対して、申請により清掃・除草の面積に応じて「公園清掃報償金」が支給されます。清掃で出たごみについては、緑地管理課（Tel822-8333）に連絡してください。

## 市民協働のまちづくりと支援

横須賀市は市民協働推進条例を制定し（13年7月施行）、市民と行政がよきパートナーとして連携し、「市民協働によるまちづくり」を推進しています。

企画提案型市民協働モデル事業、市民と意見交換するまちづくり出前トーク、環境美化のまちかど里親制度、市民協働推進補助制度、まちづくりサポーター保険などの制度があります。

また、地域コミュニティづくりの基礎となる町内会・自治会を支援するため、

- ①街路防犯灯の設置・管理
- ②町内会館の建設・補修
- ③コミュニティ活動推進（行政連絡、青少年育成、文化・体育活動、クリーン美化活動）
- ④防災器材整備及び訓練
- ⑤広報配布手数料
- ⑥公園清掃報奨金
- ⑦資源回収奨励金

等の各補助金・支援策（27～31ページ）があります。

## まちかど里親制度

横須賀市の「まちかど里親制度」は、道路（市道）、公園、河川等の定期清掃、除草等について市と実施団体とで「合意書」を交わして美化に取り組むものです。実施団体（町内会等）が清掃等を行う申出書を提出、市は用具提供（貸出）、看板設置、ごみ収集、薬剤散布等を行います。

実施団体は114グループ（H25. 4 現在）です。詳しくは市民生活課（Tel822-9699）へ。

## まちづくり出前トーク

横須賀市では、市民と市の職員が膝を交え、よりよいまちづくりのための意見交換をする場として「まちづくり出前トーク」を開催しています。市民の皆さんのご希望に合わせて、担当する職員が伺います。ご依頼の参考のため、140を超えるテーマを設定していますが、それ以外のご依頼にもできる限り応じますので、お気軽にお申し込みください。出前トークでいただいたご意見は、今後のまちづくりに反映していきます。詳しくは市民生活課（Tel 822-9699）へ。

### 【新しい地域自治組織「地域運営協議会」が設立されています】

地域運営協議会（以下、協議会）とは、各地域活動団体（町内会・自治会、地区社会福祉協議会、地区民生委員児童委員協議会、PTA協議会、観光協会、商店会など）の連携・ネットワーク化を図り、地域で暮らす人々が主体となって地域の課題を解決するための地域自治組織です。

協議会は、原則として、行政センター単位で設置することとしていますが、一部、地域の実情により行政センター単位等とは異なる範囲を対象として設置することもできます。

協議会の役割としては、「地域まちづくり団体のネットワーク化」「地域のまちづくりに関わる企画・立案と取り組みの実施」「地域に関わる市の政策等への参画、提案」があります。

協議会を設立することにより、さまざまな団体がネットワーク化されることで、個々の団体では解決が難しかった地域課題についても相互補完が図られ、新たなアイデアが生まれたり、人的な協力が得られたりして、解決に至るといった効果が期待できます。

詳しくは、市民生活課（Tel822-8303）または最寄りの行政センターへ。



## 市民まちづくりサポーター保険制度

### 制度の概要

市民公益活動の際の事故に備え、市が保険料を負担して「市民まちづくりサポーター保険制度」を設けています。この制度では加入の手続きや保険料は必要ありません。

#### ○対象は？

横須賀市を拠点として継続的・計画的に無報酬（実費弁償程度を含みます）で公益性のある活動を行う個人（活動者）及び団体（活動団体）です。

対象となる活動は、社会福祉活動、社会教育活動（指導・運営に限る）、保健衛生活動、まちづくり活動、環境保全活動、防災・救援活動、地域安全活動、人権・平和活動、国際交流活動、青少年育成活動、市民協働事業です。

ただし、政治、宗教、営利を目的とする活動や海外活動、山岳登山等の危険度の高いスポーツ活動の指導、学校管理下の活動、管理している施設の不備により第三者に怪我をさせてしまったなどは対象になりません。

なお、自宅から活動場所までの通常の往復の経路での事故も補償されます。

#### ○補償の種類と補償額は？

##### 【損害賠償責任補償】

他人の身体・生命や財物に損害を与えた場合に、損害賠償金について補償するものです。免責額5,000円を超えた金額について、身体賠償は1名1億円、1事故5億円まで、財物及び補完物賠償は500万円までを限度に補償します。ただし、同居の親族に対するものや活動者（団体）の自動車や動物による事故は対象外です。

##### 【傷害補償】

活動している人自身が急激かつ偶然、外来の事故で負傷、死亡したときに補償するもの

です。補償額は通院1日2,000円（90日まで）、入院1日2,500円（180日まで）、後遺障害最高300万円、死亡300万円です。また、手術を受けた場合にその種類に応じた補償もあります。ただし、疾病等による事故や細菌性食中毒、熱射病、他覚症状のないむち打ち症や腰痛は対象外です。

### 町内会活動との関係

町内会活動については、次のようなものが対象になります。

- ・役員会、班長会議、総会など会の運営に関する活動
- ・運動会、盆踊り、見学会、講習会、防災訓練など行事の企画・運営
- ・公園清掃など社会貢献活動への参加

公益性のある活動が対象なので、親睦行事の参加者については対象にならないことにご注意ください。例えば、運動会で係としての作業中にけがをした場合は対象ですが、競技参加中のけがは対象になりません。

また、神社に関係のある祭礼は、宗教活動とみなされるため対象外です。

このように、市民まちづくりサポーター保険制度は町内会活動のすべてをカバーするものではありません。市民公益活動のセーフティネットであることをご理解の上、民間保険会社等の「自治会活動保険」や「イベント保険」への加入もご検討ください。

## 自主防災組織と防災訓練

自主防災組織とは、地域住民が協力・連携し「自分たちのまちは自分たちで守る」という考えに基づき結成する組織です。

平成7年1月17日に起きた阪神・淡路大震災では、生き埋めや建物などに閉じ込められた人のうち約60%が家族や隣人等によって救助されています（自力を含めると約95%）。

住民一人一人がバラバラで活動してもできることには限界があります。隣近所や地域全体で協力することで「自主防災力」は飛躍的に向上します。

横須賀市では町内会・自治会364のうち、約99%の団体が自主防災組織を結成しており、それぞれ防災器材の整備や防災訓練を実施しています。また、各自主防災組織の連携を図り広域的な災害への対応力を強化するため、横須賀市自主防災組織連絡協議会を結成しています。各自主防災組織の代表者で構成し、役員は全26地区の連合町内会長となっています。

横須賀市自主防災組織連絡協議会の事務局は市民安全部地域安全課自主防災係（Tel822-9620）です。また、防災訓練の実施に関する窓口は、管轄の消防署所となります。

## 防犯協会と防犯パトロール

“安全・安心まちづくり”の中で大きな位置を占める「防犯」に関して、町内会の持つ役割は小さくありません。

組織的には市内3警察署と一体となった3つの防犯協会（横須賀、田浦、浦賀）と、これに関連して3地域各8つの防犯関係団体（地域防犯連絡所協議会、防犯指導員連絡協議会など）がそれぞれの立場で活動していますが、町内会としては、各防犯協会に所属し、また、各町内に地域防犯連絡所を設け、防犯活動を

行っています。

その一環としての「防犯パトロール」やキャンペーン、自転車への防犯ステッカー取り付け、あるいは「学童見守りパトロール」が各地・各町ごとに実施されています。

なお、市と3警察署の生活安全課と3防犯協会、横須賀市連合町内会ほか関係団体を統合した全市の防犯組織「横須賀市安全・安心まちづくり推進連絡協議会」が平成18年6月に設立されました。



## クリーンよこすか運動

「私たちの町は、私たちの手によって」を合言葉に全市運動を呼びかけている「クリーンよこすか市民の会」は、全町内会を基盤に、23の「地区市民の会」を組織、全市・地区一体となって、6月の「クリーンよこすか推進月間」と市民のつどい、8月の「開国花火クリーン隊」、10月～11月の「クリーンの日」と中央会議などメイン行事のほか美化キャンペーンやあいさつ運動を展開しています。その主体は約2,100人の「クリーンよこすか委員」（各町内会等選出）です。

「市民の会」はこのほか、児童・生徒によるポスター標語の募集と活用、広報活動等を実施しています。また、各地区・団体から選出の「推進部会委員」51人によって、ポイ捨て防止キャンペーンと清掃活動、市民のつどい・中央会議の運営、ごみ散乱状況調査等を行っています。

これからも「クリーンよこすか」は、市と

市民・関係団体の三者協働で“ごみを拾う”実践活動から、“ごみを捨てない”啓発運動へと意識と行動の転換を呼びかけていきます。



## 赤十字運動と赤十字奉仕団

赤十字運動は、「人道」を基本として生命と健康を守り、人間の尊厳を確保することを目的とする国際的な運動です。我が国では、日本赤十字社に基づいて日本赤十字社が設置され、その下に各県支部、各市地区が組織されています。

赤十字奉仕団は、赤十字の人道的活動を実践しようとする人々が集まって結成されたボランティアの組織です。横須賀市では横須賀市赤十字奉仕団を中心に、全市に19の各地区分団が組織され、各町内会が分団内の班を構成しています。

各分団は、毎年5月の社資（赤十字の活動費）募集のほか救急法等の講習会、救護活動、炊き出し・給食訓練、施設慰問、献血などの活動を行っています。

## 社会福祉協議会とボランティアセンター

横須賀市社会福祉協議会（市社協）は、子どもから高齢者まで、障害のある人もない人も「誰もが安心して自分らしく暮らせるまち」を目指して、市内全域における福祉課題の解決に向けた取り組みを行っています。

これに対し地区社会福祉協議会（地区社協＝18か所）は、より身近な地域を対象にした福祉課題に取り組んでいるボランティア団体で、地区社協の会員として活動しているのは町内会・自治会関係者、民生委員児童委員、社会福祉推進委員、福祉施設・学校・行政関係者など幅広く、これら多くの方々の参加・協力によって成り立っています。

また、各地区社協は高齢、障害、児童、広報など専門部会を組織し、各々細やかな活動を行うほか、地区ボランティアセンターを設置してボランティア相談、車いすの貸し出し、配食等身近なたすけあいの拠点となっています。

## 地域福祉活動計画と町内福祉

「地域福祉」とは、子どもから高齢者まで、また障害のある人もない人も、誰もが地域の中で、生き生きと自立した生活が送れるよう、地域におけるさまざまなサービスや活動を実践して、共に生き支え合う社会づくりを具体化することだと言われています。

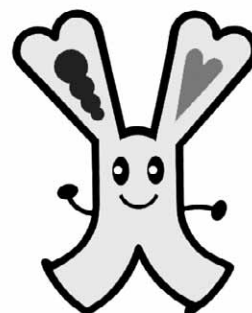
横須賀市社会福祉協議会は、地域に暮らすさまざまな分野の組織・団体、個人のそれぞれが、地域社会の一員として自分の地域について考え、一人ひとりができることを、無理なく・着実に、みんなで協力し合いながら住みよい地域づくりを進めていくことを提案する「地域福祉活動計画」を策定しています。

平成10年3月に第1次活動計画を策定後、5年ごとに内容を見直しながら第2次、第3次活動計画を経て、平成25年3月に第4次活動計画を策定しました。

この活動計画の中では、地域福祉を進めるための「地域、のとらえ方を、おおむね18の各地区社協のエリア単位を中心としています。しかしながら、取り組む目的や内容によっては、小・中学校の学区単位、あるいは町内会・自治会単位、さらには町内の各班（ブロック）や隣近所

など、より小さなエリアで考えることが理想的である場合があります。このことから、地域福祉は「町内福祉」ということもできます。

「誰もが住みやすいまち横須賀」をつくるために、福祉活動に取り組む民生委員児童委員や社会福祉推進委員と町内会・自治会役員が十分に連携し、一体となった取り組みが期待されます。



市社協マスコット  
キャラクター  
「フッピー」

## 補助金、交付金等の申請

### 一般的な事務手続きの流れ

- 1 当該補助金等の担当課に、町内会が企画している事業が市補助金対象となることを確認したら、「補助金等交付申請書」その他必要書類を担当課から受け取ります。
- 2 必要事項を記入した書類を整えて担当課へ提出します。  
担当課では受け付けた後、書類審査や実地調査をします。
- 3 申請書類に間違いがなく、補助金等支出が妥当と判断されると、「補助金等交付決定通知書」が町内会長あて送付されます。この通知書には、金額、条件が書かれているのでよく読みます。
- 4 事業が終了したら「実績報告書」のほか必要書類、「請求書」などの用紙に必要事項を記入して提出します。
- 5 補助金が市役所会計課から町内会の指定口座に振り込まれます。

◎この順序に限らず、先に補助金等がおりて事業終了後に実績報告と精算行為を行う場合があります。

◎補助金等を受けるには、補助金額以上の支出をとらなう事業を行うことが前提です。

◎補助金等によって得た財物の処分には制限がつきます。

◎補助事業の収支関係書類は、市の規定に準じ、

事業年度の翌年から5年間保管が原則です。

◎歳入歳出決算書の提出が義務付けられています。

市民協働推進条例に基づき、市から財政支援を受けている公益活動団体（町内会など）は関係書類の公開が必要なため、町内会活動全般の決算書を出さなければなりません。これは市役所1階にある「市政情報コーナー」で閲覧できます。

### ◎事務手続き上の留意点

- (1)「補助金等交付申請書」をはじめ一連の書類に押す印鑑は同一の個人印（町内会長の印）を使います。また、簡易な印鑑のインクは時間がたつとにじむので、朱肉を使用します。
- (2)「補助金等交付申請書」、「請求書」などの金額の訂正は修正液や捨印では無効です。間違い箇所には二重線を引き、その場所に上記の同一印鑑を押して正しい数字をそばに書きます。
- (3)その他の添付書類は補助事業によりさまざまです。
- (4)申請後に事業内容や規模を変更または中止するときは、すみやかに担当課の指示を受ける必要があります。
- (5)補助金額は変更する場合があります。毎年5月に市から送付される案内により確認してください。

## 〈補助制度一覧〉 (平成25年度)

市民生活課関係

(平成25年4月現在)

補助金等名称	補 助 対 象	申 請 書 送 付 時 期
連 合 町 内 会 補 助 金	<p>各地区連合町内会に補助</p> <p>(1) 均 等 割      1 団 体      40,000円</p> <p>(2) 町内会数割      1 町内会      2,000円</p> <p>(3) 世 帯 割      1 世 帯              5円</p> <p>※ (1) (2) (3)の合計額を交付</p>	5月上旬に 申請書を送 付
コ ミ ュ ニ テ ィ 活 動 推 進 交 付 金	<p>(1) 住民相互間の連絡網整備、行政事務の住民への連絡に 対して (回覧板、掲示板の整備なども含む)</p> <p>・均等割</p> <p>50世帯以下      9,000円      51～100世帯 12,000円 101～ 300世帯 15,000円      301～500世帯 18,000円 501～1,000世帯 22,000円 1,001～1,500世帯 25,000円 1,501世帯以上 32,000円</p> <p>・世帯割      1 世帯につき                              300円</p> <p>(2) 青少年の健やかな成長に資する健全育成、非行防止の ための年間活動に対して</p> <p>・均等割      1 町内会につき                              9,000円</p> <p>・世帯割      1 世帯につき                                      40円 (担当は こども青少年企画課)</p> <p>(3) 年間を通じて行う文化活動、保健体育活動や高齢者と 若い世代の交流活動など、地域・世代間の交流を図る 活動に対して</p> <p>100世帯以下      70,000円 101～ 300世帯 80,000円 301～ 500世帯 90,000円 501～1,000世帯 110,000円 1,001世帯以上 130,000円 (担当は 市民生活課及び高齢福祉課)</p> <p>(4) クリーンよこすか運動において、地域住民への啓発及 び地域の清掃等年間美化活動に対して</p> <p>・均等割      1 町内会につき                              50,000円</p> <p>・世帯割      1 世帯につき                                      48円 (担当は 資源循環推進課)</p> <p>※ (1)(2)(3)(4)の合計額を交付</p>	5月上旬に 申請書を送 付

補助金等名称	補助対象	申請書送付時期																													
町内会法人化促進事業補助	町内会の法人化に伴い要する費用に対する補助 補助率 登録免許税相当額の3/10 補助限度額 土地50万円、建物50万円	該当町内会へ随時申請書を送付																													
町内会館建設費等補助金 (注1)	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">補助率</th> <th colspan="3">補助限度額</th> </tr> <tr> <th>構造(注2)</th> <th>単一町内会</th> <th>複数町内会</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">新・増改築及び会館購入等 (70万円以上)</td> <td rowspan="2">2/10</td> <td>耐火造</td> <td>600万円</td> <td>700万円</td> </tr> <tr> <td>木造等</td> <td>400万円</td> <td>500万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">老人生きがいの家を新たに併設する新・増改築等 (70万円以上) (注3)</td> <td rowspan="2">3/10</td> <td>耐火造</td> <td>700万円</td> <td>800万円</td> </tr> <tr> <td>木造等</td> <td>500万円</td> <td>600万円</td> </tr> <tr> <td>70万円未満でも対象となる工事</td> <td>2/10</td> <td colspan="3">バリアフリー目的工事(進入通路整備、手すり設置、和便器を洋便器に取り替えるなど)、消防用設備工事が対象</td> </tr> </tbody> </table>	区分	補助率	補助限度額			構造(注2)	単一町内会	複数町内会	新・増改築及び会館購入等 (70万円以上)	2/10	耐火造	600万円	700万円	木造等	400万円	500万円	老人生きがいの家を新たに併設する新・増改築等 (70万円以上) (注3)	3/10	耐火造	700万円	800万円	木造等	500万円	600万円	70万円未満でも対象となる工事	2/10	バリアフリー目的工事(進入通路整備、手すり設置、和便器を洋便器に取り替えるなど)、消防用設備工事が対象			該当町内会は事前にご相談ください
区分	補助率			補助限度額																											
		構造(注2)	単一町内会	複数町内会																											
新・増改築及び会館購入等 (70万円以上)	2/10	耐火造	600万円	700万円																											
		木造等	400万円	500万円																											
老人生きがいの家を新たに併設する新・増改築等 (70万円以上) (注3)	3/10	耐火造	700万円	800万円																											
		木造等	500万円	600万円																											
70万円未満でも対象となる工事	2/10	バリアフリー目的工事(進入通路整備、手すり設置、和便器を洋便器に取り替えるなど)、消防用設備工事が対象																													
町内会館建設等資金利子補給金	町内会館建設等工事費補助決定を受けた町内会が建設資金の一部を金融機関から借り入れた場合、その借入額の利子の一部を補給 利子補給対象借入限度額 500万円 利子補給 利率3%以内の規定分(注4) 補給期間 3年間	該当町内会へ9月と3月に申請書を送付																													
町内会館耐震診断補助金	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>補助率</th> <th>補助限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>木造</td> <td rowspan="2">3/4</td> <td>18万円</td> </tr> <tr> <td>木造以外</td> <td>150万円</td> </tr> <tr> <td colspan="3">補助対象は、<u>昭和56年5月31日以前</u>に建築確認を得て着工した会館</td> </tr> </tbody> </table>	区分	補助率	補助限度額	木造	3/4	18万円	木造以外	150万円	補助対象は、 <u>昭和56年5月31日以前</u> に建築確認を得て着工した会館			該当町内会は事前にご相談ください																		
区分	補助率	補助限度額																													
木造	3/4	18万円																													
木造以外		150万円																													
補助対象は、 <u>昭和56年5月31日以前</u> に建築確認を得て着工した会館																															

注1 一部でも建物の増改築をする場合は、建築基準法に基づいて工事を行ってください。

注2 耐火造とは、主要構造部が建築基準法第2条7号に規定する耐火構造のもの。

7号2項に定める準耐火構造は木造等扱い。

注3 既に老人いきがいの家を併設している場合を除く

注4 融資利率から1を減じた利率相当分。ただし、補給の上限は3%相当分。

広報課関係

補助金等名称	補 助 対 象	申 請 受 付・ 交 付 時 期
広報よこすか 配布手数料	広報よこすかを毎月配布することに対して 1部につき 11円	申請時期 9月・3月 交付時期 11月(4月～9月分) 5月(10月～3月分)
県のたより 配布手数料	県のたよりを毎月配布することに対して 1部につき 8円	交付時期 5月上旬(1年間分)

緑地管理課関係

補助金等名称	補 助 対 象	申 請 受 付・ 交 付 時 期
チビッコ広場 整備費交付金	子供たちの健全な育成を図るため、広場を 整備し管理することに対して ①広場を開設しようとするとき 上限40万円	申請受付 随時 交付時期 随時
	②遊具を増設したり取り替えようとするとき 上限30万円	
	③遊具の補修など広場の管理に、その面 積や遊具数に応じて 年額6万円～13万円	申請受付 4月頃 交付時期 5月頃
公園清掃報償金	公園の清掃・除草を実施する広さにより 年額36,000円～110,800円	申請(新規) 4月～2月 (翌年度より対象) 交付時期 11月頃 (4月～9月分) 3月頃 (10月～3月分)

資源循環推進課関係

補助金等名称	補 助 対 象	申 請 受 付・ 交 付 時 期
資源回収 実施団体奨励金	資源の有効な活用を図るための資源回収 活動に対して 1kgにつき 4円	申請受付 随時 交付時期 8月(4・5・6月分) 11月(7・8・9月分) 2月(10・11・12月分) 5月(1・2・3月分)
資源回収保管庫 購入費補助金	資源回収保管庫購入費に対して 補助率1/2 補助限度額 4万円	申請受付 随時 交付時期 9月～3月

地域安全課関係

補助金等名称	補 助 対 象	申請受付・交付時期		
防 災 器 材 等 整 備 費 補 助	自主防災組織が防災器材等を購入することに対して			
	組織結成年度 の経過年数	補助率		
	限度額			
		防災器材	防災服	
	11年以上	3 / 5	480,000円	75,000円
	11年未満	4 / 5	640,000円	100,000円
自 主 防 災 訓 練 報 償 金	<p>自主防災組織が自主的に防災訓練を実施することに対して、訓練参加人数×200円を支給します。</p> <p>※一部の訓練を実施した場合は、訓練種別により算出した金額を加算して支給します。</p> <p>(例) 給食訓練を実施した場合 参加人数×100円+5,000円を加算</p>	<p>訓練受付 随時</p> <p>交付時期 訓練実施日から1~2ヶ月後</p>		

補助金等名称	補 助 対 象	申請受付・交付時期
避 難 所 運 営 委 員 会 活 動 費 補 助	<p>避難所運営委員会（自主防災組織等で構成される団体）の活動に係る経費に対して 上限 50,000円</p>	<p>申請受付 4月上旬から 12月中旬</p> <p>交付時期 申請受付後</p>



(平成25年4月現在)

補助金等名称	補助対象	申請書 送付時期																					
<p>街路防犯灯 設置費補助金</p>	<p>街路防犯灯の新設又は建て替えの費用に対する補助 <b>蛍光灯等</b></p> <table border="1" data-bbox="448 506 1182 701"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>共架式</th> <th>独立式</th> <th rowspan="3">無住区通路に設置したとき 限度額130,000円 (1灯当りの補助率 9/10)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①32W蛍光灯</td> <td rowspan="2">20,000円</td> <td rowspan="2">30,000円</td> </tr> <tr> <td>②36W蛍光灯等</td> </tr> <tr> <td>③20W蛍光灯等</td> <td>10,000円</td> <td>18,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>街路防犯灯管理費・設置費補助金は、防犯灯の器具によって補助金の額が違います。 器具例 ①は、FHP32W蛍光灯 ②は、36W蛍光灯、80W水銀灯、100W水銀灯等の十分な照度が得られるもの ③は、20W蛍光灯、20W蛍光灯2灯式、40W水銀灯、白熱灯等 ※20W蛍光灯2灯式、40W水銀灯、白熱灯等は十分な照度が得られないため、補助額は20W蛍光灯と同等の扱いとなります。</p> <p><b>LED灯</b> (平成24年度から補助対象化)</p> <table border="1" data-bbox="448 1240 1182 1435"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>共架式</th> <th>独立式</th> <th rowspan="3">無住区通路に設置したとき 限度額130,000円 (1灯当りの補助率 9/10)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>④11VA以上 20VA以下</td> <td>35,000円</td> <td>45,000円</td> </tr> <tr> <td>⑤10VA以下</td> <td>18,000円</td> <td>26,000円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	共架式	独立式	無住区通路に設置したとき 限度額130,000円 (1灯当りの補助率 9/10)	①32W蛍光灯	20,000円	30,000円	②36W蛍光灯等	③20W蛍光灯等	10,000円	18,000円	区分	共架式	独立式	無住区通路に設置したとき 限度額130,000円 (1灯当りの補助率 9/10)	④11VA以上 20VA以下	35,000円	45,000円	⑤10VA以下	18,000円	26,000円	<p>申請時期 5月、10月に計画書を送付 現地確認後、申請書を送付 交付時期 申請受付後</p>
区分	共架式	独立式	無住区通路に設置したとき 限度額130,000円 (1灯当りの補助率 9/10)																				
①32W蛍光灯	20,000円	30,000円																					
②36W蛍光灯等																							
③20W蛍光灯等	10,000円	18,000円																					
区分	共架式	独立式	無住区通路に設置したとき 限度額130,000円 (1灯当りの補助率 9/10)																				
④11VA以上 20VA以下	35,000円	45,000円																					
⑤10VA以下	18,000円	26,000円																					
<p>街路防犯灯 管理費補助金</p>	<p>電気料金等、街路防犯灯の維持管理（管球・自動点滅器の交換など）に必要な費用に対する補助額（1灯当たり・限度額）</p> <table data-bbox="448 1597 978 1805"> <tbody> <tr> <td>①FHP32W蛍光灯</td> <td>3,794円</td> </tr> <tr> <td>②36W蛍光灯等</td> <td>4,969円</td> </tr> <tr> <td>③20W蛍光灯等</td> <td>3,244円</td> </tr> <tr> <td>④LED灯（11VA～20VA）</td> <td>2,020円</td> </tr> <tr> <td>⑤LED灯（10VA以下）</td> <td>1,482円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※LED灯が、平成24年度から補助対象となりました。 ※管理費の補助単価は毎年見直しがあります。 ※年間実績が補助額を下回ったときは、当該分をお戻しいただきますので、ご了承ください。</p>	①FHP32W蛍光灯	3,794円	②36W蛍光灯等	4,969円	③20W蛍光灯等	3,244円	④LED灯（11VA～20VA）	2,020円	⑤LED灯（10VA以下）	1,482円	<p>申請時期 6月中旬に申請書送付</p>											
①FHP32W蛍光灯	3,794円																						
②36W蛍光灯等	4,969円																						
③20W蛍光灯等	3,244円																						
④LED灯（11VA～20VA）	2,020円																						
⑤LED灯（10VA以下）	1,482円																						

## 平成〇〇年度収支決算書の例

(収 入)

〇〇〇町内会 (単位 円)

科 目	〇年度 予算額	〇年度 決算額	差 異	説 明 (例)
1 会費収入	3,000,000	2,900,000	△ 100,000	
①会費収入	3,000,000	2,900,000	△ 100,000	500円×500世帯×12月=3,000,000円
2 補助金収入	2,200,000	2,131,000	△ 69,000	
①コミュニティ関連補助金	400,000	411,000	11,000	・ コミュニティ活動推進交付金
②街路防犯灯関係補助金	500,000	550,000	50,000	・ 街路防犯灯管理費補助金 ・ 街路防犯灯設置費補助金
③防災器材等整備補助金	400,000	320,000	△ 80,000	・ 消火器等器材購入・ 防災服等購入
④その他の補助金・ 報償金	900,000	850,000	△ 50,000	・ 広報よこすか・ 県のたより配布手数料 ・ 公園清掃報償金 ・ 資源回収実施団体奨励金、保管庫購入補助 ・ 自主防災訓練報償金 ・ 各種助成金、分配金
3 事業収入	440,000	460,000	20,000	
①会館使用料	200,000	220,000	20,000	・ 会館使用料、機器使用料、電話使用料
②斡旋手数料	50,000	40,000	△ 10,000	・ 工事等斡旋手数料
③行事収入	190,000	200,000	10,000	・ バザー収入
4 諸収入	50,000	39,000	△ 11,000	
①寄付金・ 賛助金	20,000	20,000	0	・ 寄付金、賛助金
②繰入金	20,000	15,000	△ 5,000	・ 別途会計からの繰入金
③諸収入	10,000	4,000	△ 6,000	・ 預金利子他
5 積立金取崩収入	300,000	300,000	0	
①積立金取崩収入	300,000	300,000	0	・ 町内会館建設・ 改築積立金取崩
6 繰越金	220,000	280,000	60,000	
①繰越金	220,000	280,000	60,000	・ 前年度繰越金
収入合計	6,210,000	6,110,000	△ 100,000	

## (支 出)

〇〇〇町内会 (単位 円)

科 目	○年度 予算額	○年度 決算額	差 異	説 明 (例)
1 施設・器材費	1,400,000	1,410,000	△ 10,000	
①街路防犯灯設置・管理費	600,000	680,000	△ 80,000	・街路防犯灯建替、管球交換、電気料
②防災器材購入費	500,000	400,000	100,000	・消火器・防災服等購入費
③施設器材等整備費	300,000	330,000	△ 30,000	・ワイヤレスアンブ、掲示板補修
2 会館費	1,250,000	1,150,000	100,000	
①会館管理費	900,000	850,000	50,000	・電気、ガス、水道、電話、清掃費、保険料
②会館施設備品費	350,000	300,000	50,000	・窓ガラス、エアコン、コピー機他備品
3 コミュニティ活動運営費	1,330,000	1,310,000	20,000	
①事務連絡活動費	400,000	410,000	△ 10,000	・事務用品、事務連絡費、諸印刷費
②青少年育成活動費	150,000	170,000	△ 20,000	・青少年育成団体への助成、他
③文化活動費	200,000	200,000	0	・近隣の史跡探索、見学会、作品展
④体育振興費	200,000	180,000	20,000	・健民運動会参加費、ウォーキング
⑤安全活動費	230,000	200,000	30,000	・防災訓練、防災講演会、防犯パトロール費
⑥福祉厚生費	150,000	150,000	0	・いきいきサロン、敬老費、地域福祉費
4 広報活動費	430,000	420,000	10,000	
①広報作成費	280,000	280,000	0	・広報紙作成、印刷費
②配布費	150,000	140,000	10,000	・広報よこすか等配布費
5 環境費	300,000	370,000	△ 70,000	
①公園清掃費	150,000	170,000	△ 20,000	・公園清掃活動費、清掃用具・袋
②クリーン活動費	150,000	200,000	△ 50,000	・クリーンよこすかキャンペーン他
6 運営費	880,000	900,000	△ 20,000	
①会議費	270,000	280,000	△ 10,000	・諸会議費、会議資料印刷費
②交通通信費	160,000	175,000	△ 15,000	・交通費、電話料、送料
③諸負担金	200,000	200,000	0	・連町・社協・防犯協他諸会費・負担金
④渉外慶弔費	250,000	245,000	5,000	・祝金、見舞金、弔慰金他渉外交際費
7 予備費	120,000	100,000	20,000	
8 財政調整積立金	300,000	300,000	0	・会館建設・改築費積立金
9 翌年度繰越金	200,000	150,000	50,000	・翌年度への繰越金
支出合計	6,210,000	6,110,000	100,000	

## 〇〇町内会規約（例）

### 第1章 総則

第1条 本会は、〇〇町内会（以下「本会という。」と称し、事務所を〇〇町〇丁目〇番〇号・〇〇町内会館内に置く。

第2条 本会は、〇〇町〇丁目地域内の居住者をもって組織する。

第3条 本会は、住みよいまちづくり、並びに市民生活の向上、地域福祉の増進、会員相互の融和協調及び共通の利益等を図ることを目的とする。

第4条 本会は、前条の目的を達成するため別に定める各部を置き各種事業を行う。

<部名の例示・・・総務部・安全部・環境部・文化部・スポーツ部・福祉部・防災部など>

### 第2章 会員

第5条 本会は、〇〇町〇丁目の区域内に居住し第3条の主旨に賛同する者をもって構成する。

第6条 本会に入会しようとする者は、所定の入会申込書を提出するものとする。

第7条 会員は、転居等により退会するときは、その旨を速やかに届け出るものとする。

### 第3章 役員

第8条 本会に次の役員を置く。

会長1名、副会長〇名、部長〇名、会計〇名、監事〇名、班長〇名

第9条 役員の出選は次のとおりとする。

会長及び監事は会員の中から候補者を選考し、総会において選出する。

副会長、各部長・副部長、会計、その他の役員は会員の中から会長が選任する。

第10条 班長は、各地区（班）の互選により選出する。

第11条 会長は、本会を代表し会務を統轄する。

2 副会長は、会長を補佐し会長に事故があるときは、その職務を代行する。

3 部長は会長・副会長を補佐し、各部の業務を執行する。

4 会計は、本会の経理を担当する。

5 監事は、本会の業務及び会計を監査する。

第12条 役員の出選は、2年とし再任を妨げない。

2 役員は後任者が就任するまではその職務を行う。

### 第4章 会議

第13条 会議は、総会及び役員会とし、総会は、通常（定期）総会および臨時総会とする。

第14条 通常総会は、年度当初2か月以内に開催する。

2 臨時総会は、会長もしくは役員会において必要と認めたとときに会長が招集する。

第15条 役員会は必要に応じ会長が招集する。

第16条 総会においては、次の事項を議決する。

事業報告及び収支決算報告の承認、事業計画及び収支予算の決定、会長並びに監事の選任、会則の改正、その他本会の重要事項に関すること。

2 総会の議長は出席会員の中から選出する。

第17条 会議は、会員の過半数の出席をもって成立し、議事は出席者の3分の2以上の賛成により議決する。

2 予め通知された事項について書面表決したもの、または他の会員を代理人として表決を委任したものは出席とみなす。

### 第5章 会計

第18条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月末日に終わる。

第19条 本会の経費は、会費、補助金等、寄付金および雑収入をもってこれに充てる。

第20条 会費の額並びに納入方法は、総会において決定する。

第21条 会計は財務及び会計に関する諸帳簿及び証書類を常に整備し、毎年度監事の監査を受けなければならない。

第22条 会員は帳簿の公開を請求し、閲覧することができる。

### 第6章 雑則

第23条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、役員会の協議を経て会長が別に定める。

## 〇〇町内会館使用規定（例）

- 1 〇〇町内会館（以下「会館」という。）の使用については、この規定の定めるところによる。
- 2 会館を使用するときは、所定の使用申込書に必要な事項を記入し、使用する〇日前までに町内会長に提出し、承認を得なければならない。
- 3 会館の使用できる部屋、時間などについては別に定める。
- 4 会館使用を優先する場合及びその優先順位については次のとおりとする。
  - (1) 非常災害などにより、被災者が一時的に会館を使用する場合
  - (2) 町内会が主要行事及び会議のために使用する場合
  - (3) 町内会員等が葬儀のために使用する場合
  - (4) 町内会の各部が業務運営又は諸活動のために使用する場合
  - (5) 公的機関などが公共的目的で使用する場合
  - (6) その他、公共的活動などで町内会長が特に認めた場合
- 5 会館の使用料については、別に定める。
- 6 非常災害及び町内会が緊急に使用する必要が生じた場合は、既に承認を得ている団体の使用を延期又は取り消す場合がある。
- 7 町内会以外の活動及び営利を目的とする者の会館使用については、別に定める。
- 8 会館の使用目的及び使用人員などによっては、使用する部屋を指定又は会館の使用を認めない場合がある。
- 9 会館を使用する場合は、別途「使用上の注意事項」を守り、また、管理責任者の指示に従うこととする。
- 10 会館使用後は、使用責任者が指示し器具備品などの整頓、火気の点検、清掃などを行うこととする。
- 11 会館備え付けの器材備品等の貸し出し、又は機器使用に関する使用料等については別に定める。
- 12 この規定に定めるもののほか必要な事項は、町内会長が定める。
- 13 この規定は、平成〇年〇月〇日から施行する。

## 〇〇町内会館使用表（別表）

### 1 使用できる時間

午前	午後	夜間
9時～12時	12時～18時	18時～22時

使用時間は、準備・後片付けの時間も含まれる。

### 2 使用できる部屋

客室	備考
1号室	広間（板敷き・舞台付）
2号室	和室（〇畳）「老人生きがいの家」
3号室	和室（〇畳）
4号室	和室（〇畳）

2号室は「老人生きがいの家」として、非常時や葬儀を除き、町内老人グループの使用を優先する。

※この規定は町内会館に「老人生きがいの家」が併設されている場合です。

## 町内会館と税金

### 【登録免許税】

町内会館を新築・購入し所有権の保存登記をするとき、または、名義人の変更登記をするときには登録免許税がかかります。

税額は登記する不動産の価格（固定資産税評価額）に税率をかけた額で、登録申請の際に納付することになります。

### 【不動産取得税】

町内会館を新築・購入したとき、または、名義人の変更をしたときには不動産取得税がかかります。

税額は、取得した不動産の価格（固定資産税評価額）に一定の税率をかけた額ですが、町内会館の場合、申請により不動産取得税が免除される場合があります。

詳しくは、県税事務所におたずねください。

### 【固定資産税・都市計画税】

毎年1月1日現在で、町内会館、または、その土地を所有している人（登記名義人）に固定資産税がかかり、市街化区域内にある場合にはさらに都市計画税もかかります。

しかし、町内会館の場合、申請により固定資産税・都市計画税が減免される場合があります。いわゆるマンションの集会室も、町内会館として使用されているものは一部減免の場合があります。

詳しくは、市役所財政部資産税課にご相談ください。

## 町内会館と登記

みなさんの共有財産である町内会館は、登記し所有権を明確にしておくことが大切です。そのため、町内会員の中から登記人を選出し、そ

の人の名義で登記申請をすることになります。この場合、1個人だけで登記すると将来、思いがけないトラブルが生じる恐れがあります。

従って、登記するときは複数の役員名義ですることが望ましいと思われます。また、名義人となった人が役員をやめたり、途中で亡くなったりして登記名義人を変更（委任の終了による所有権移転登記）するときにトラブルが生じないよう規約・その他記録書類をきちんと作成しておく必要があります。

なお、地方自治法が改正（平成3年）され、町内会を法人化することができるようになり、会館も町内会名で登記することができます。

詳しくは、市役所市民部市民生活課にご相談ください。

## 町内会の法人化

平成3年に改正された地方自治法の規定により、町内会・自治会等の地縁による団体（以下、「地縁団体」という）のうち、一定の要件に該当する団体については、申請により市長の認可を受ければ「法人格」を取得し、その団体名義で不動産登記ができるようになりました。（地方自治法第260条の2）

### 1 認可要件

地縁団体として認可を受けるための要件は、次のとおりです。

なお、認可を受けることのできる団体は、すでに町内会館等の不動産を保有しているか、保有する予定のある団体です。

- (1) 住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていることと認められること。
- (2) 団体の区域が、住民にとって明らかなもの

のとして定められていること。

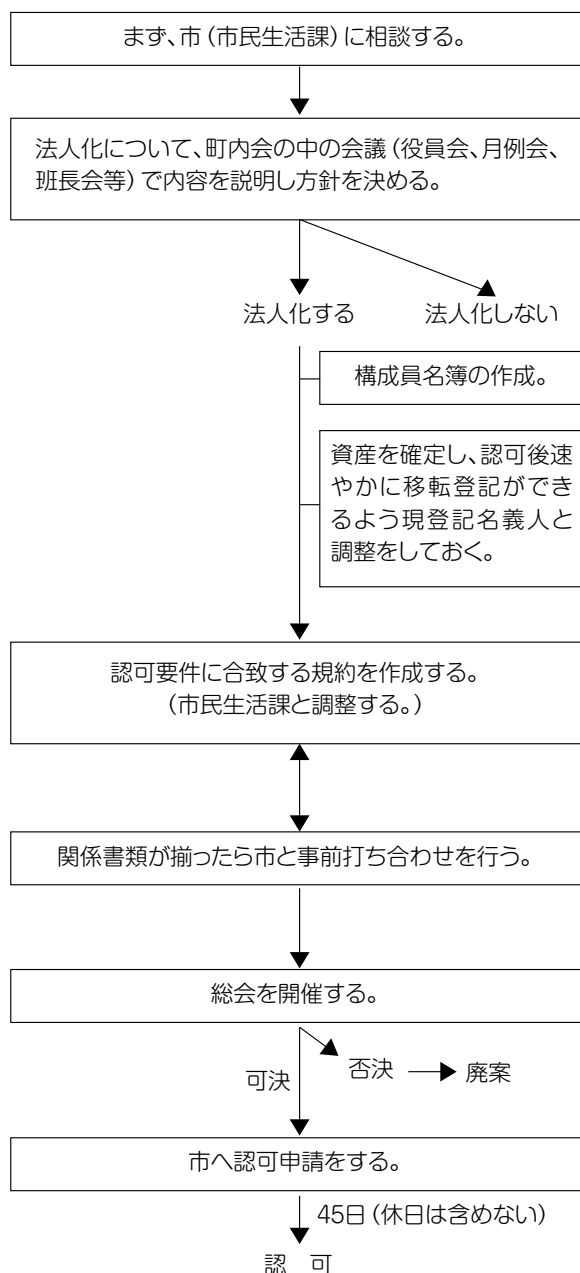
- (3) 団体の区域に住所を有するすべての個人は構成員となることができるものとし、その相当数（住民の過半数程度）の者が現に構成員となっていること。
- (4) 規約を定めていること。規約には、次に掲げる事項が定められていなければなりません。

①目的、②名称、③区域、④事務所の所在地、⑤構成員の資格に関する事項、⑥代表者に関する事項、⑦会議に関する事項、⑧資産に関する事項

## 2 認可申請

- (1) 申請先 市民部市民生活課
- (2) 認可申請書添付書類
  - ①規約（区域図を添付）、②認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類（議事録）、③構成員名簿・役員名簿、④保有資産目録または保有予定資産目録、⑤住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類（事業活動報告書等）、⑥申請者が代表者であることを証する書類
- (3) 認可申請手数料は無料です。
- (4) 認可した団体は市報により告示します。

## 3 町内会法人化までの流れ



## 4 補助金制度

（町内会法人化促進事業補助金）

市から認可されると、町内会は町内会館やその土地の不動産名義を、町内会名義にするため、法務局で手続きをすることになります。その際の登録免許税の一部（3/10）を補助する制度があります。ただし、土地、建物それぞれに対し限度額は50万円です。

# 法人化町内会の規約(例)

## 〇〇町内会規約

### 第1章 総則

(目的)

第1条 本会は、会員相互の連絡、環境の整備、集会所施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とする。

(名称)

第2条 本会は、〇〇町内会と称する。

(区域)

第3条 本会の区域は、横須賀市〇〇町〇丁目から〇丁目とする。(区域は地番又は住居表示)

(事務所の所在地)

第4条 本会の事務所は、神奈川県横須賀市〇〇町〇丁目〇番〇号に置く。

### 第2章 会員

(会員の資格)

第5条 第3条に定める区域に住所を有する個人は、本会の会員となることができる。

(入会)

第6条 本会に入会しようとする者は、入会申込書を会長あて提出し、役員会の承認を得なければならない。

2 本会は、正当な理由がない限り、前条に定めた会員の資格を有する個人の入会を拒まない。

(会費)

第7条 会員は、総会において定める会費を納入しなければならない。

2 すでに納入した会費その他の拠出金は、返還しない。

(退会)

第8条 本会を退会しようとする者は、退会届を会長あて提出するものとする。

2 会員が死亡し、又は区域内に住所を有しなくなったときは、退会したものとする。

### 第3章 役員

(役員)

第9条 本会に、次の役員を置く。

(1) 会長 1名 (2) 副会長 〇名

(3) 部長 〇名 (4) 会計 〇名 (5) 監事 〇名

2 役員は、総会において会員の中から選任する。

3 役員は、相互に兼ねることができない。

(役員の仕事)

第10条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

3 部長は、会長、副会長を補佐し、本会の部署を分掌する。

4 会計は、本会の金銭出納について分掌する。

5 監事は、地方自治法第260条の12の職務を行う。

(役員の仕事)

第11条 役員の仕事は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員の仕事は前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任し又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(役員の仕事)

第12条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において、会員の4分の3以上の同意により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったと認められるとき。

### 第4章 総会

(総会)

第13条 総会は、会員をもって構成する。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の仕事)

第14条 総会は、この規約に別に定めるもののほか、



本会の運営に関し、重要な事項を議決する。

(総会の開催)

第15条 通常総会は、毎年〇月に開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。
- (3) 監事が地方自治法第260条の12第4号の規定により招集するとき。

(総会の招集)

第16条 総会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その請求があった日から〇日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するには、会員に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の(5日以上)日前までに文書をもって通知しなければならない。

(総会の議長)

第17条 総会の議長は、その総会において、出席した会員のうちから選出する。

(総会の定足数)

第18条 総会は、会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第19条 総会の議事は、この規約に別に定めるもののほか、出席した会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会における書面表決等)

第20条 やむを得ない理由のため、総会に出席することができない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、出席した会員とみなす。

(総会の議事録)

第21条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の日時及び場所

- (2) 会員の現在数

- (3) 出席した会員の数(書面表決者及び表決委任者の場合にあつては、その旨を付記すること。)

- (4) 議決事項

- (5) 議事の経過の概要及びその結果

- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印をしなければならない。

## 第5章 役員会

(役員会)

第22条 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

(役員会の権能)

第23条 役員会は、この規約に別に定めるもののほか、次の事項について議決する。

- (1) 総会の議決した事項の執行に関すること。
- (2) 総会に付議すべき事項
- (3) その他総会の議決を要しない本会の会務の執行に関する事項

(役員会の開催)

第24条 役員会は、会長が必要と認めたとき、又は役員のお分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。

(役員会の招集)

第25条 役員会は、会長が招集する。

2 役員会を招集するには、役員に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の〇日前までに文書をもって通知しなければならない。

(役員会の議長)

第26条 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

(役員会の定足数)

第27条 役員会は、役員のお分の2以上の出席がなければ開会することができない。

(役員会の議決)

第28条 役員会の議事は、出席した役員のお半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(役員会における書面表決)

第29条 やむを得ない理由のため、役員会に出席できない役員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決することができる。この場合において、前2条の規定については、出席した役員とみなす。

(役員会の議事録)

第30条 第21条の規定は、役員会の議事録について準用する。この場合において、同条中「総会」とあるのは「役員会」と、「会員」とあるのは「役員」と、「書面表決者及び表決委任者」とあるのは「書面表決者」と読み替えるものとする。

## 第6章 資産、事業計画等

(資産の構成)

第31条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 活動に伴う収入
- (4) 資産から生ずる収入
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第32条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は、会長が役員会の議決を経て定める。

2 本会の資産で第31条第1号の資産を処分し、又は担保に供する場合には、総会において会員の4分の3以上の議決を要する。

3 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業年度)

第33条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第34条 本会の事業計画及び収支予算は、毎事業年度ごとに会長が作成し、その年度開始前までに総会の議決を得なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前

年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

(事業報告及び収支決算)

第35条 本会の事業報告及び収支決算は、毎事業年度ごとに会長が事業概要報告書、収支計算書、財産目録等として作成し、監事の監査を経て、その年度終了後3か月以内に総会の承認を得なければならない。

(長期借入金)

第36条 本会が資金の借入れをしようとするときは、総会において、会員の3分の2以上の同意を得なければならない。

## 第7章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第37条 この規約は、総会において、会員の4分の3以上の議決を得、かつ、横須賀市長の認可を得なければ変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

第38条 本会は、次の事由により解散する。

- (1) 破産
- (2) 横須賀市長の認可取り消し
- (3) 総会の決議
- (4) 構成員の欠亡

2 総会の決議に基づいて解散する場合は、会員の4分の3以上の同意を得なければならない。

3 解散のときに存する残余財産は、本会与類似の目的を有する団体に寄附する。

## 第8章 雑則

(委任)

第39条 この規約の施行について必要な事項は、会長が総会の議決を経て別に定める。

## 町内会・自治会活動に関係する市の主な担当課一覧

	業務内容	担当課	電話番号
総合	市議会・陳情請願に関すること	議事課	822-9394
	人権・男女共同参画に関すること	人権・男女共同参画課	822-8228
生	防犯対策に関すること	地域安全課	822-9707
	防災に関すること	危機管理課	822-9708
	自主防災組織に関すること	地域安全課	822-9620
	消費生活相談に関すること	消費生活センター	821-1312
活	広報紙配布に関すること	広報課	822-9676
	国民保護・災害対策に関すること	危機管理課	822-8410
	市民相談に関すること	市民相談室	822-8114
	住民票・住居表示に関すること	窓口サービス課	822-8213
環境	ごみ収集・減量・資源回収に関すること	資源循環推進課	822-8230
	犬・猫の死体に関すること	資源循環推進課	822-8469
	し尿・浄化槽に関すること	資源循環推進課	822-8271
	公害防止・環境保全に関すること	環境管理課	822-8328
	犬・猫の飼育に関すること	保健所生活衛生課	824-9871
	害虫駆除に関すること	保健所生活衛生課	824-9861
福祉	壁面緑化に関すること	環境企画課	822-8331
	民生委員・児童委員・地域福祉に関すること	福祉総務課	822-8245
	生活保護に関すること	生活福祉課	822-8519
	高齢者福祉に関すること	高齢福祉課	822-9613
	障害者福祉に関すること	障害福祉課	822-8248
	結核・感染症などに関すること	保健所健康づくり課	822-4317
子育て・教育	老人クラブに関すること	高齢福祉課	822-8255
	青少年の育成に関すること	こども青少年企画課	822-8223
	子ども会・母親クラブに関すること	こども青少年企画課	822-8223
	通学区域に関すること	教育総務部総務課	822-9751
	スポーツ振興に関すること	スポーツ課	822-8493
	P T Aに関すること	生涯学習課	822-8483
建設	コミュニティセンターに関すること	市民生活課	822-9510
	町内会館の建設・補助、耐震診断に関すること	市民生活課	822-9510
	街路防犯灯の新設・維持に関すること	地域安全課	822-9707
	開発行為・宅地造成工事の許可	開発指導課	822-8317
	特定建築等行為の承認	開発指導課	822-8315
	市営住宅に関すること	市営住宅課	822-8415
	放置自転車に関すること	土木総務課	822-8236
	交通安全対策に関すること	地域安全課	822-8217
	道路・側溝の修繕・清掃に関すること	道路維持課	822-8375
	公園に関すること	緑地管理課	822-8361
	公園清掃・ちびっ子広場に関すること	緑地管理課	822-8333
	がけ地対策に関すること	傾斜地保全課	822-8340
	河川の改修・管理等に関すること	河川課	822-8608
	上下水道施設の計画に関すること	技術推進課	822-8378
	下水道管路の管理に関すること	水道管路維持課	823-9629
	下水道管路及び下水道施設の整備に関すること	下水道管渠課	822-8392
水洗化（本管直結）に関すること	給排水課	822-9459	
どこにかけらたいのか分からないとき	横須賀市コールセンター（8時～20時・年中無休）	822-2500	

## 関係団体一覧

団体名	電話番号	郵便番号	所在地
横須賀市連合町内会	822-9510	238-8550	小川町11 市民生活課内
横須賀市自主防災組織連絡協議会	822-9620	238-8550	小川町11 地域安全課内
クリーンよこすか市民の会	822-9396	238-8550	小川町11 資源循環推進課内
横須賀市赤十字奉仕団	822-8220	238-8550	小川町11 市民生活課内
横須賀市安全安心まちづくり推進連絡協議会	822-9707	238-8550	小川町11 地域安全課内
横須賀市交通安全対策協議会	822-8217	238-8550	小川町11 地域安全課内
横須賀市社会福祉協議会	821-1301	238-0041	本町2-1 総合福祉会館内
よこすかボランティアセンター	821-1303	238-0041	本町2-1 総合福祉会館内
横須賀市民生委員児童委員協議会	821-1301	238-0041	本町2-1 総合福祉会館内
横須賀市医師会	822-0542	238-0015	田戸台36-1
横須賀市歯科医師会	823-0062	238-0006	日の出町2-9
横須賀市薬剤師会	823-8832	238-0006	日の出町2-3-2
横須賀市シルバー人材センター	822-1337	238-0041	本町2-1 総合福祉会館内
横須賀商工会議所	823-0400	238-8585	平成町2-14-4
横須賀青年会議所	824-1061	238-0013	平成町2-14-4
横須賀商店街連合会	823-0402	238-8585	平成町2-14-4 商工会議所内
横須賀市資源回収協同組合	821-3811	238-0004	小川町21-8-302
横須賀市老人クラブ連合会	821-1317	238-0041	本町2-1 総合福祉会館内
神奈川県タクシー協会横須賀支部	836-7852	239-0807	根岸町3-15-9
横須賀個人タクシー協同組合	834-4359	238-0023	森崎1-1-14
横須賀市観光協会	822-8256	238-8550	小川町11 商業観光課内
よこすか都市景観協議会	822-8377	238-8550	小川町11 市街地整備景観課内
横須賀国際交流協会	827-2166	238-0006	日の出町1-5 ヴェルクよこすか内
横須賀市市民活動サポートセンター	828-3130	238-0041	本町3-27
よこすかマンション管理組合ネットワーク	824-8133	238-0011	米が浜通1-5 YSビル301
東京電力横須賀営業センター	0120-995-776	238-0007	若松町1-17
東京ガス	825-3511	238-0014	三春町3-9-11
東日本電信電話（NTT東日本）	116		

### (1) 広域避難地一覧 (H25.4.1現在)

広域避難地は、地震の発生に伴う大規模な延焼火災が発生した場合に、その熱や煙から住民の方が一時的に逃れるための空地です。火災沈静後は、自宅又は震災時避難所で避難生活を送ります。

No	広域避難地名称	所在地	総面積 (㎡)
1	追浜公園	夏島町2	84,581
2	追浜中学校グラウンド	夏島町12	23,651
3	県立追浜高校グラウンド	夏島町13	48,087
4	夏島小学校グラウンド	浦郷町4-35	21,167
5	鷹取中学校グラウンド	湘南鷹取2-30-1	16,839
6	鷹取小学校グラウンド	湘南鷹取4-7-1	16,517
7	田浦中学校グラウンド	船越町7-66	25,286
8	海上自衛隊第2術科学校グラウンド	田浦港町	13,713
9	田浦小学校グラウンド	田浦町3-55	6,523
10	長浦小学校グラウンド	安針台3-1	16,531
11	安針台第2公園	安針台18	7,112
12	逸見小学校グラウンド	西逸見町1-14	7,689
13	沢山小学校グラウンド	東逸見町3-35	5,443
14	ヴェルニー公園	汐入町1-1	27,726
15	三笠公園	稲岡町82	30,025
16	常葉中学校グラウンド	小川町18	14,598
17	諏訪小学校グラウンド	小川町18	10,197
18	うみかぜ公園	平成町3-23	38,027
19	中央公園	深田台19	34,269
20	桜小学校グラウンド	坂本町1-19	14,314
21	不入斗中学校グラウンド	坂本町1-19	26,250
22	坂本中学校グラウンド	坂本町1-19	28,281
23	鶴久保小学校グラウンド	不入斗町1-1	21,451
24	不入斗公園	不入斗町1-2	98,541
25	池上小学校グラウンド	池上3-5-1	15,300
26	池上中学校グラウンド	池上3-5-1	22,669
27	旧 平作小学校グラウンド	平作5-28-10	13,558
28	衣笠公園	平作1-6	11,428
29	城北小学校グラウンド	平作1-6-1	16,569
30	衣笠中学校グラウンド	平作2-31-1	24,303
31	県立横須賀高校グラウンド	公郷町3-117	19,947
32	公郷小学校グラウンド	公郷町4-5	19,215
33	県立横須賀工業高校グラウンド	公郷町4-10	39,757
34	公郷中学校グラウンド	公郷町5-81	14,993
35	森崎小学校グラウンド	森崎3-13-1	18,033
36	大矢部中学校グラウンド	森崎5-14-2	25,503
37	市営公園墓地	大矢部6-1033	260,848
38	県立横須賀大津高校グラウンド	大津町4-17-1	30,664
39	大津中学校グラウンド	大津町5-2-1	16,336
40	大津公園	大津町5-4-1	46,367

No	広域避難地名	所在地	総面積 (㎡)
41	根岸小学校グラウンド	大津町5-5-1	17,209
42	馬堀小学校グラウンド	馬堀町4-10-1	14,581
43	馬堀中学校グラウンド	馬堀町4-10-2	24,832
44	望洋小学校グラウンド	桜が丘1-50-1	16,276
45	大塚台小学校グラウンド	池田町3-1-1	51,172
46	防衛大学校グラウンド	走水1-10-20	115,643
47	神奈川歯科大学グラウンド	浦上台4-1	18,557
48	横須賀美術館	鴨居4-1	19,266
49	鴨居小学校グラウンド	鴨居3-1-6	23,449
50	鴨居中学校グラウンド	鴨居3-2-2	27,436
51	旧 上の台中学校グラウンド	鴨居2-55-15	20,788
52	浦賀小学校グラウンド	浦賀3-8-1	13,381
53	浦賀中学校グラウンド	浦賀3-26-1	23,717
54	高坂小学校グラウンド	西浦賀3-1-1	20,704
55	久里浜中学校グラウンド	久里浜2-11-1	23,652
56	横須賀総合高校グラウンド	久里浜6-1-1	44,377
57	久里浜小学校グラウンド	久里浜6-6-1	22,794
58	明浜小学校グラウンド	久里浜6-7-1	24,717
59	神明公園	神明町1-8	25,052
60	神明小学校グラウンド	神明町407	19,126
61	神明中学校グラウンド	神明町903	23,674
62	佐原2丁目公園	佐原2-2-10	29,363
63	県立横須賀明光高校グラウンド	佐原4-20-1	29,347
64	岩戸中学校グラウンド	岩戸5-6-3	27,794
65	県立岩戸養護学校グラウンド	岩戸5-6-5	37,597
66	粟田小学校グラウンド	ハイランド2-41-1	20,368
67	野比小学校グラウンド	野比1-25-1	15,513
68	野比中学校グラウンド	野比4-4-1	29,605
69	野比東小学校グラウンド	野比4-6-1	17,148
70	長沢中学校グラウンド	長沢5-1-1	23,595
71	津久井小学校グラウンド	津久井5-2-1	16,909
72	県立津久井浜高校グラウンド	津久井4-4-1	31,731
73	湘南国際村西公園	湘南国際村1-2	10,653
74	大楠中学校グラウンド	芦名1-2-1	24,108
75	荻野小学校グラウンド	荻野8-1	19,710
76	県立大楠高校グラウンド	荻野14-1	29,470
77	武山小学校グラウンド	太田和3-1-1	20,776
78	武山中学校グラウンド	武3-31-1	21,525
79	西公園	武3-33-1	18,407
80	長井小学校グラウンド	長井5-9-1	16,286
81	長井中学校グラウンド	長井5-12-1	16,128
合 計			2,278,744

## (2) 震災時避難所一覧 (H25.4.1現在)

震災時避難所とは、自宅が倒壊するなど、住居を失った人の一時的な避難生活の場であるとともに、地域のみなさんの生活の支援拠点となる施設です。

No	施設名	所在地	延床面積 (㎡)
1	追浜中学校	夏島町12	10,025
2	夏島小学校	浦郷町4-35	5,968
3	浦郷小学校	追浜東町2-14	6,858
4	追浜小学校	鷹取2-16-1	5,334
5	鷹取中学校	湘南鷹取2-30-1	8,059
6	鷹取小学校	湘南鷹取4-7-1	7,616
7	田浦中学校	船越町7-66	8,082
8	船越小学校	船越町5-34	5,274
9	田浦小学校	田浦町3-55	4,867
10	長浦小学校	安針台3-1	6,152
11	逸見小学校	西逸見町1-14	3,847
12	沢山小学校	東逸見町3-35	2,890
13	常葉中学校	小川町18	5,862
14	諏訪小学校	小川町18	3,375
15	田戸小学校	米が浜通2-12	6,253
16	汐入小学校	汐入町2-53	4,537
17	桜小学校	坂本町1-19	7,204
18	不入斗中学校	坂本町1-19	9,712
19	坂本中学校	坂本町1-19	13,716
20	豊島小学校	上町3-21	6,409
21	鶴久保小学校	不入斗町1-1	8,093
22	山崎小学校	三春町6-4	6,116
23	池上小学校	池上3-5-1	6,231
24	池上中学校	池上3-5-1	7,975
25	旧平作小学校	平作5-28-10	5,135
26	城北小学校	平作1-6-1	6,794
27	衣笠中学校	平作2-31-1	8,756
28	衣笠小学校	小矢部2-16-1	5,713
29	公郷小学校	公郷町4-5	8,606
30	公郷中学校	公郷町5-81	7,380
31	森崎小学校	森崎3-13-1	7,476
32	大矢部中学校	森崎5-14-2	9,341
33	大矢部小学校	大矢部3-26-1	7,217
34	大津小学校	大津町3-24-1	6,004
35	大津中学校	大津町5-2-1	10,030
36	根岸小学校	大津町5-5-1	7,061

No	施設名	所在地	延床面積 (㎡)
37	馬堀小学校	馬堀町4-10-1	6,115
38	馬堀中学校	馬堀町4-10-2	6,665
39	望洋小学校	桜が丘1-50-1	6,164
40	大塚台小学校	池田町3-1-1	12,180
41	走水小学校	走水2-2-2	3,594
42	小原台小学校	小原台3-1	7,139
43	鴨居小学校	鴨居3-1-6	7,968
44	鴨居中学校	鴨居3-2-2	8,951
45	旧上の台中学校	鴨居2-55-15	8,432
46	浦賀小学校	浦賀3-8-1	7,178
47	浦賀中学校	浦賀3-26-1	9,001
48	高坂小学校	西浦賀3-1-1	7,683
49	久里浜中学校	久里浜2-11-1	9,190
50	久里浜小学校	久里浜6-6-1	7,919
51	明浜小学校	久里浜6-7-1	8,141
52	神明小学校	神明町407	7,037
53	神明中学校	神明町903	8,866
54	岩戸小学校	岩戸5-20-1	6,311
55	岩戸中学校	岩戸5-6-3	9,292
56	栗田小学校	ハイランド2-41-1	7,231
57	野比小学校	野比1-25-1	6,618
58	野比中学校	野比4-4-1	8,824
59	野比東小学校	野比4-6-1	7,416
60	長沢中学校	長沢5-1-1	8,845
61	北下浦小学校	長沢1-29-1	6,092
62	北下浦中学校	長沢1-30-17	5,643
63	津久井小学校	津久井5-2-1	8,290
64	大楠小学校	芦名1-29-18	5,964
65	大楠中学校	芦名1-2-1	7,664
66	荻野小学校	荻野8-1	6,571
67	武山小学校	太田和3-1-1	8,843
68	富士見小学校	武3-19-1	5,677
69	武山中学校	武3-31-1	7,885
70	長井小学校	長井5-9-1	6,812
71	長井中学校	長井5-12-1	6,208
71箇所			

### (3) 医療活動拠点等 (H25.4.1現在)

震災時における迅速かつ円滑な医療活動を実施するため、横須賀市と一般社団法人横須賀市医師会との協力により、災害時の医療体制を整備しています。(※応急救護所については、消防局で体制を整備しています。)

#### 災害時における医療活動場所一覧

種 別	設 置 場 所	機 能 概 要
応急救護所 (※)	救急隊が配置されている消防署及び出張所	○止血や患部被覆等の応急手当 ○周辺の医療機関に関する情報提供
地域医療 救護所	○救急医療センター ○ウェルシティ市民プラザ ○武山市民プラザ ○横須賀総合高等学校 ○北図書館 ○三春コミュニティセンター ○はまゆう会館 ○浦賀コミュニティセンター (分館) ○北下浦市民プラザ	○震度6弱以上の震災時又は設置が必要と判断した場合に開設 ○トリアージ ○熱傷、骨折、創傷、打撲等の外科的負傷者の内、軽・中等傷者に対する応急手当
応急 二次病院	○湘南病院 ○横須賀共済病院分院 ○自衛隊横須賀病院 ○聖ヨゼフ病院 ○うわまち病院 ○衣笠病院 ○浦賀病院 ○久里浜医療センター	被災者のうち、重傷者（妊婦を含む）を収容して、応急二次医療救護を実施する（災害拠点病院を除く）
災害拠点 病院 (県指定)	○横須賀共済病院 ○横須賀市立市民病院	○救命医療を行うための高度診療 ○被災地からの重症傷病者の受け入れ ○傷病者の広域後方搬送への対応 ○医療救護班の派遣 ○地域医療機関への応急用医療資機材の貸し出し



#### (4) 福祉避難所 (H25.4.1現在)

特別な配慮を必要とする高齢者や障害者、妊産婦等、小学校等の通常の震災時避難所での生活が困難な人たちのための避難所・施設です。

区 分	施 設 名 等	対 象 者
一次 (福祉避難所)	震災時避難所に指定された小中学校 (避難所となる体育館をパーティションで仕切り確保したスペース、教室、多目的教室を活用)	集団生活が難しい高齢者、障害者、妊婦、乳幼児等のうち特別な配慮が必要な避難者
二次 (福祉避難所)	坂本コミュニティセンター	知的障害者
	池上市民プラザ	高齢者、身体障害者
	鴨居コミュニティセンター	高齢者、身体障害者
	療育相談センター	障害児(身・知)
	県立岩戸養護学校	身体障害児者、知的障害児者
三次 (福祉避難所)	協定による民間の入所施設、通所施設 (福祉援護センター 第1・第2かがみ田苑を含む)	協定による民間高齢者施設(入所) ほぼ寝たきりの高齢者
		協定による民間障害者施設(入所) ほぼ寝たきりの障害者
		協定による民間障害者施設(通所) 二次福祉避難所では対応が難しい障害者

## 横須賀市地区連合町内会加入団体一覧表（平成25年7月現在）

	連合町内会名	町内会名
1	中央地区連合町内会	若松町会、本町町会、大滝町会、小川町町内会、米が浜町会、日の出町会、横須賀汐入ハイム自治会
2	安浦地区連合町内会	安浦第1町会、安浦第2町会、安浦3丁目町内会
3	よこすか海辺ニュータウン連合自治会	よこすか海辺ニュータウンかがやきの街自治会、よこすか海辺ニュータウンソフィアステイシア自治会、ザ・タワーハウス自治会、シーサイドスクエア自治会、シーパークス自治会、よこすか海辺ニュータウンソフィアシンシティ自治会
4	三春町1・2・6丁目連合町内会	三春町1丁目町内会、三春町2丁目町内会、三春町6丁目町内会
5	堀の内連合町内会	三春町3丁目町内会、三春町4丁目町内会、三春町5丁目町内会、三春町5丁目南町内会
6	上町連合町内会	中里町内会、東中里町内会、豊島町内会、上町池の端町内会、南中里町内会、豊之坪町内会、上町深田町内会、深田大門町内会、台深田町内会、田戸台町内会
7	上町第2連合町内会	富士見会、光栄町内会、三洋台町内会、東佐野町会、柏木田町内会、西佐野町内会、南佐野町内会、不入斗町内会、大明寺県営アパート自治会、汐見台町内会、鶴が丘町内会、平和台自治会、望洋台町内会
8	汐入連合町内会	汐入町1丁目町内会、汐留町内会、汐入町2丁目2区町内会、汐入町3丁目町内会、汐入宮元町内会、汐入町5丁目1区町内会、汐入町5丁目2区町内会
9	坂本連合町内会	坂本町1丁目町内会、坂本町2丁目町内会、坂本町3丁目町会、坂本台団地自治会、坂本町4丁目町内会、坂本5丁目町会、坂本町6丁目町内会、プランヴェール横須賀汐入自治会
10	追浜連合町内会	鷹取町内会、鷹取親和会、追浜本町1丁目町内会、若葉自治会、追浜本町2丁目親和会、日向自治会、榎戸町内会、深浦町内会、追浜東町東会、追浜東町アパート自治会、浜見台1丁目自治会、浜見台2丁目自治会、追浜町1丁目親和会、追浜町2丁目会、追浜町2丁目あけぼの会、追浜2丁目平和会、追浜大通り会、築島町内会、追浜3丁目自治会、追浜南町正明会、追浜南町協力会、湘南鷹取1丁目自治会、湘南鷹取2丁目自治会、湘南鷹取3丁目自治会、湘南鷹取4丁目自治会、湘南鷹取5丁目自治会、湘南鷹取六丁目自治会、湘南鷹取台マンション自治会、県営追浜東団地自治会、湘南鷹取ミセスカーム自治会、追浜本町2丁目天神アパート自治会、ダイアパレスウィザス追浜自治会、追浜会館ビル自治会、シティ追浜Lーウィング自治会、クリオ湘南追浜サークレスト自治会、ハイツ追浜自治会
11	船越連合町内会	船越町1丁目町内会、船越町2丁目町内会、船越町3丁目町内会、南郷親和会、駒寄町内会、皆ヶ作町内会、梅田町内会、船越町8丁目町内会、ガーデン船越町内会
12	田浦町連合自治会	田浦町1丁目自治会、田浦町二・泉自治会、田浦町3丁目自治会、田浦町四・五丁目自治会、田浦町6丁目自治会、田浦大作町自治会、湘南港が丘自治会
13	長浦連合自治会	東長浦自治会、長浦自治会
14	逸見地区連合町内会	東逸見第一町内会、東逸見第2町内会、東逸見第3町内会、東逸見第4町内会、西逸見第1町内会、西逸見第2町内会、吉倉町内会、安針台自治会、逸見が丘町内会、ポートバレー又団地自治会、天空の街自治会
15	衣笠地区連合町内会	阿部倉町内会、城山自治会、池上町会、金谷町内会、金栄町内会、松栄台自治会、衣笠栄町町内会、本公郷町内会、神金町内会、新公郷自治会、公郷台自治会、市営公郷アパート自治会、森崎町内会、森崎団地自治会、さつき自治会、森崎わかば自治会、森崎4丁目町内会、城址が丘町内会、衣笠団地自治会、大矢部町内会、大矢部4丁目町内会、衣笠町内会、小矢部町内会、小矢部南町内会、第一衣笠町内会、平作町内会、第一平作町内会、第2平作町内会、コモンシティ湘南衣笠町内会、グレースパーク彩の丘自治会、アルカーデン衣笠自治会、湘南池上自治会

	連合町内会名	町内会名
16	大津地区連合町内会	大津町1丁目町内会、大津町2丁目町内会、大津町3丁目町内会、大津町4丁目町内会、大津町5丁目町内会、コーポ湘南大津自治会、馬堀町1丁目町内会、矢之津町内会、馬堀町3・4丁目町内会、池田町内会、池田団地自治会、根岸町1丁目町内会、根岸町2丁目町内会、根岸町3丁目町内会、根岸町4丁目町内会、根岸町5丁目町内会、根岸CMK自治会、大津シーハイツ自治会、シーハイツ1丁目町内会、馬堀海岸2丁目自治会、馬堀海岸3丁目自治会、馬堀海岸4丁目自治会、桜が丘1丁目自治会、桜が丘2丁目自治会、桜が丘東映団地自治会、馬堀台団地自治会、走水町内会、海上自衛隊馬堀宿舎自治会、池田四季の街自治会、パルテール湘南くりはま自治会、湘南山手池田町内会、湘南大津の丘自治会
17	浦賀地区連合町内会	芝生町内会、荒巻町内会、浦賀7丁目町内会、蛇島町内会、宮下町内会、紺屋町内会、柳町町内会、田中町内会、南浦賀自治会、光風台町内会、高坂町内会、浜町町内会、川間町内会、東浦賀一丁目町内会、新井町内会、洲崎町内会、新町町内会、浦賀京浜町内会、浦上台自治会、浦賀団地自治会、浦賀北町内会、吉井町内会、浦賀丘住宅地自治会、浦賀丘3丁目自治会、コモンシティ浦賀自治会、ルミネ浦賀自治会、ライオンズヒルズ横須賀浦賀自治会、ガーデンヒルズ吉井自治会、湘南山手吉井自治会、アイビーヒルズ自治会、ヴェラシスオーシャンコミュニティ自治会、ヴェラシス浦賀2番館自治会、ヴェラシス浦賀1番館自治会
18	鴨居地区連合町内会	二葉一丁目町内会、二葉2丁目町内会、鴨居みかん台自治会、中台町内会、県営浦賀かもめ団地自治会、北方町内会、脇方町内会、鳥ヶ崎自治会、鴨居臨海自治会、宮原町内会、東町内会、腰越町内会、観音崎自治会、三軒谷町内会、小原台町内会、マリナーコーポ浦賀自治会、コスモ浦賀自治会、東浦賀和光台自治会
19	久里浜地区連合町内会	八幡町内会、内川町内会、久里浜6丁目町内会、久里浜町内会、久比里町内会、久里浜台自治会、若宮台町内会、久村町内会、岩戸町内会、佐原町内会、長瀬町内会、コーエイマンション久里浜自治会、ハイランド1丁目自治会、ハイランド2丁目自治会、ハイランド3丁目自治会、ハイランド4丁目自治会、ハイランド5丁目自治会、ガーデンライフ久里浜自治会、ラブリハイツ久里浜自治会、佐原コスモ自治会、岩戸2丁目町内会、岩戸3丁目町内会、新岩戸C地区町内会、新岩戸中央町内会、岩戸4丁目町内会、岩戸5丁目町内会、クリオ久里浜自治会、久里浜6丁目改良住宅5番自治会、ライフステージ久里浜自治会
20	野比地区連合町内会	志も町内会、中村町内会、野比緑町内会、野比京浜団地町内会、野比団地野ばら町内会、大作町内会、花輪町内会、野比東町内会、野比海岸町内会、千駄ヶ崎砂山自治会、ライブタウン湘南野比自治会、ラブリハイツ湘南野比自治会、チュリスガーデン湘南野比自治会、東ノ入自治会、ハイツ野比自治会
21	長沢地区連合町内会	宮の下町内会、境町内会、七軒町町内会、長岡町内会、峯町内会、台町内会、入町内会、日生団地自治会、長沢平田自治会、グレイスヒル湘南野比自治会、クリオ湘南長沢参番館自治会
22	津久井地区連合町内会	大町谷町内会、仲町谷町内会、仲小路町内会、川尻町内会、安戸町内会、下田町内会、町谷原町内会、高田町内会、谷戸町内会、牛込町内会、古屋敷町内会、県営津久井浜団地自治会
23	グリーンハイツ連合自治会	グリーンハイツ自治会、郵政自治会、青陵自治会
24	武山連合町内会	武官舎町内会、武町内会、武いこいの会、南武自治会、湘南たけやま町内会、一騎塚町内会、武山住宅町内会、林町内会、須軽谷町内会、御幸浜町内会、武ハイム第2自治会、竹川自治会、太田和上の里町内会、太田和中町内会、小田和町内会、湘南たけやまシーサイド町内会、山科台自治会、ネアポリス湘南自治会
25	大楠連合町内会	久留和町内会、秋谷町内会、芦名町内会、佐島町内会、長坂町内会、長崎市営住宅自治会、湘南くすの木台自治会、県営みどりハイツ荻野自治会、湘南国際村自治会、佐島なぎさの丘自治会
26	長井連合町内会	小根岸町内会、大木根町内会、大久保町内会、長浜町内会、井尻町内会、仮屋ヶ崎町内会、岡崎町内会、松ヶ崎町内会、東町内会、屋形町内会、番場町内会、新宿町内会、漆山町内会、荒井町内会、長井市営アパート自治会

# 横須賀市歌

堀口 大學 作詞 團 伊玖磨 作曲

潑刺と、颯爽と

1. しらなみ は しらなみ は み さき に く だ け  
 ひ かる か ぜ ひ かる か ぜ だ い 地 に あ そ ー ぶ  
 は ん と う の は ん と う の た だ な か 占 め て  
 は つ ら つ と わ が よ こ 須 賀 は た い よ う の ま え に 生 き た  
 り ま え 向 き に ま え 向 き に あ す  
 を ゆ く て に は つ ら つ と わ が よ こ 須 賀 は  
 た い よ う の ま え に 生 き た り

<p>5              未来こそ 未来こそ 横須賀の夢              大いなり 大いなり われらが夢は              黒潮に 黒潮に わたすかけ橋              天ぞそる 横断路線              ひと跨ぎ 東京湾も……              天ぞそる 横断路線              ひと跨ぎ 東京湾も……</p>	<p>4              うるわしき 地に満つる 観光都市ぞ              樹を愛し 樹を愛し 人はすこやか              遠くとも 訪い来て見ませ              北限に 匂う浜ゆう              荒崎に 岩囃む波を              遠くとも 訪い来て見ませ              北限に 匂う浜ゆう</p>	<p>3              たぐいなき たぐいなき 天与の地の利              踏まえての 踏まえての 近代都市ぞ              日に月に 日に月に 進む産業              颯爽と わが横須賀は              良港に 造船栄え              埋立てに 工場競つ              颯爽と わが横須賀は              良港に 造船栄え</p>	<p>2              黒船の 黒船の 浦賀の海も              燈台の 燈台の 観音崎も              そのままだに そのままだに 維新日本の              飛躍への 目醒めの歴史              今ぞ知る 意義の尊さ              百年の 百年の 国のあゆみに              飛躍への 目醒めの歴史              今ぞ知る 意義の尊さ</p>	<p>1              白波は 白波は 岬にくだけ              光る風 光る風 台地にあそぶ              半島の 半島の 只中占めて              潑刺と わが横須賀は              太陽の 前に生きたり              前向きに 前向きに 明日を行く手に              潑刺と わが横須賀は              太陽の 前に生きたり</p>
---	--	--	--	---

※市歌は市制施行60周年を記念して、昭和42年(1967年)2月15日に制定されました。  
 JASRAC 出 1312920-301

# 市 勢

[平成25年4月1日現在]

・市制施行	明治40年(1907年)
・中核市移行	平成13年(2001年)
・市制施行100周年	平成19年(2007年)
・面積	100.71km <sup>2</sup> (東西約15.5km、南北約15.8km)
・人口	410,260人 (男204,216人、女206,044人)
・世帯数	165,018世帯
・学校数	小学校 47 中学校 26 高等学校 13 大学 5

## ●市役所・行政センター

横須賀市役所	TEL822-4000 小川町11
追浜行政センター	TEL865-1111 夏島町9
田浦行政センター	TEL861-4181 船越町6-77
逸見行政センター	TEL822-2575 東逸見町2-29
衣笠行政センター	TEL853-1611 公郷町2-11
大津行政センター	TEL836-3531 大津町3-18-13
浦賀行政センター	TEL841-4155 浦賀5-1-2
久里浜行政センター	TEL834-1111 久里浜6-14-2
北下浦行政センター	TEL848-0411 長沢2-7-7
西行政センター	TEL856-3157 長坂1-2-2

# 横須賀市章



市章の中央は市名の頭文字「ヨコ」を三浦一族の家紋「丸に三つ引」風に抱き合せてあり、周囲は港を象徴して艦船の羅針盤をデザインしました。

[明治45年(1912年)3月16日制定]

# 市の花・市の木



市の花



市の木

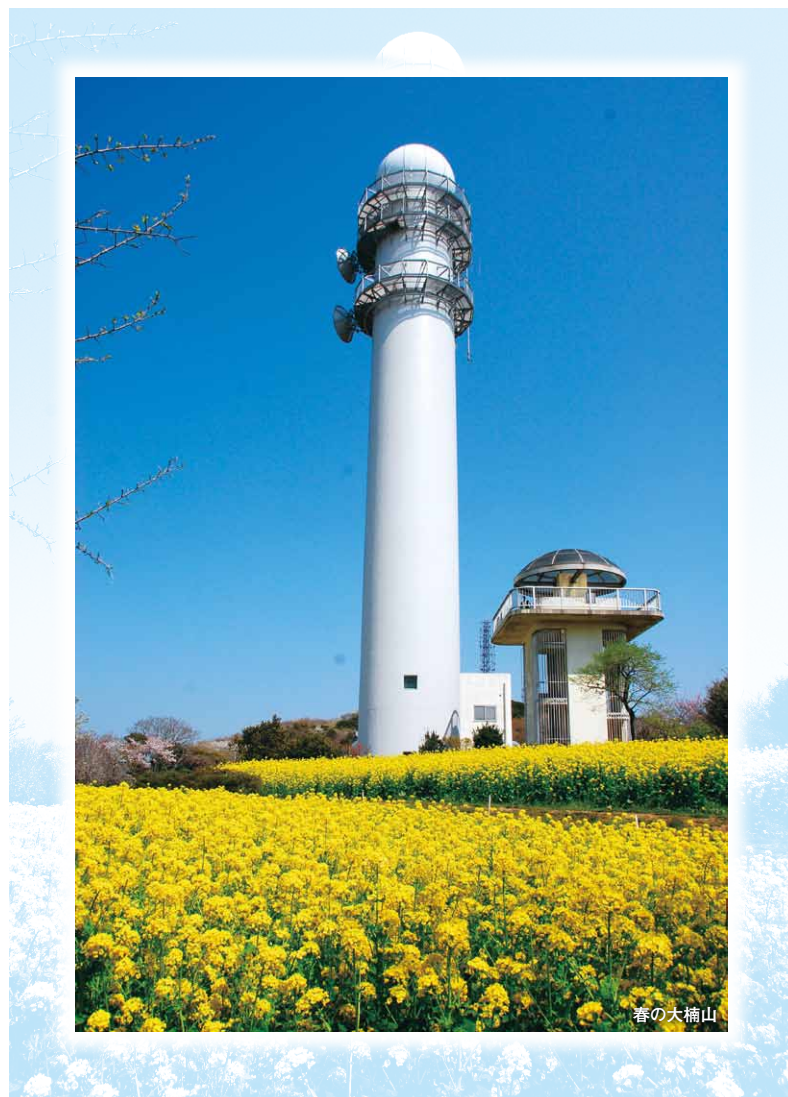
市の花はハマユウ、市の木はオオシマザクラです。

市制施行70周年を記念して、昭和52年2月15日に市民投票により制定されました。

## 編集後記

横須賀市連合町内会創立40周年の記念すべき年に、新たな「町内会・自治会活動ガイド」が発刊されましたことは大変意義深く思います。内容も東日本大震災から学び、地域活動の重要性を考え作成されました。是非町内会活動推進の為に活用していただきたいと思います。

編集委員長：澄川 貞介（追浜連合町内会長）



春の大楠山



## 町内会・自治会活動ガイド

発行日 ✿ 平成25年(2013年)12月

発行 ✿ 横須賀市連合町内会

編集協力 ✿ 横須賀市役所市民部市民生活課

〒238-8550 横須賀市小川町11

TEL 046-822-9510

FAX 046-821-1522